

札幌市議会第一部決算特別委員会記録（第6号）

令和7年（2025年）10月21日（火曜日）

●議題 付託案件の審査

●出席委員 32名（欠は欠席者）

委員長	松原淳二	副委員長	藤田稔人
欠委員	勝木勇人	委員	高橋克朋
委員	こんどう和雄	委員	細川正人
委員	よこやま峰子	委員	こじまゆみ
委員	伴良隆	委員	松井隆文
委員	村松叶啓	委員	小須田大拓
委員	山田一郎	委員	小野正美
委員	ふじわら広昭	委員	村上ゆうこ
委員	中村たけし	委員	かんの太一
委員	うるしはら直子	委員	おんむら健太郎
委員	森基誉則	委員	福田浩太郎
委員	丸山秀樹	委員	前川隆史
委員	森山由美子	委員	熊谷誠一
委員	小形香織	委員	太田秀子
委員	長屋いずみ	委員	坂元みちたか
委員	山口かずさ	委員	成田祐樹
委員	丸岡守幸		

開会 午後1時

●松原淳二委員長 ただいまから、第一部決算特別委員会を開会いたします。

報告事項であります。勝木委員からは欠席する旨、届出がありました。

それでは、議事に入ります。

第2款総務費 第2項 市民生活費中関係分の質疑を行います。

●山田一郎委員 私からは、客引き行為等防止の取組について伺います。

まず、国際的な観光都市を目指す札幌にとって、その顔とも言うべきすすきのが、国内外から訪れる人々を温かく迎え入れ、市民が誇りを持つ、健全で品格のあるまちであり続けることは、極めて重要であります。

私、すすきのの魅力や価値を損なう要因が三つあると考えておりました、それが路上の放置自転車、路上喫煙によるたばこのポイ捨て、そして、客引き行為であり、これらの対策が急務であると考えております。

放置自転車につきましては、今年予算特別委員会において、我が会派が取り上げ、建設局の自転車対策担当課において、駐輪場の整備や放置禁止区域の指定に向けた検討が進んでいるところであります。

路上喫煙については、環境局の事業廃棄物課において、制限区域拡大の方向で検討が進められていると把握しておりますが、当初、すすきの地区が拡大される予定の制限区域に含まれておらず、この点については後ほど改めて触れますが、先の環境局における決算特別委員会においても指摘を

したところであります。

そして、客引き行為については、今年予算特別委員会において、我が会派においても取り上げたところでありますが、状況はいまだに深刻であり、継続して状況を注視していく必要があると考えております。

日々、客引き行為等防止指導員の方々が懸命に巡回指導している姿は承知しておりますが、若者が軽い気持ちで行うアルバイト感覚の客引きから、特定の飲食店や風俗店と結びつき、いわば、なりわいとしている悪質・常習的な客引きまで、様々な客引きが存在しており、その取締りには相当な苦勞があるのではないかと想像するところであります。

そこでまず質問ですが、指導や勧告といった巡回指導の直近の状況はどうなっているのか伺います。

●**田口地域振興部長** 客引き等防止指導員による巡回指導の状況につきましてでございます。

巡回指導員による指導件数につきましては、令和7年4月から9月末までの実績は、口頭指導が6,692件と、前年度の同期と比較して約1割増加しております。

また指導については29件、勧告については7件実施しており、これらは前年度とほぼ同数で推移しているところでございます。

さらに、より重い措置の命令、過料及び氏名公表につきましては、命令が3件、過料が2件、氏名公表が1件と、昨年度がいずれも0件だったのに比較し、増加しております。

条例に定める段階的な措置につきまして、過料や氏名公表といった重い措置に至る事案が比較的少数となっておりますのは、その前段階における指導員による粘り強い指導の結果であると分析しているところでございます。

実際に、指導員の日々の巡回報告の中で、指導や勧告を行った後、路上で見かけなくなった行為者もいることが確認されており、条例に基づく指導員による巡回が抑止力として機能しているもの

と考えております。

●**山田一郎委員** ありがとうございます。

直近の巡回指導状況でございますが、口頭指導6,692件と1割上がっているということで、また条例で定められている指導、勧告、命令または過料、そして氏名公表といった措置も取られているところであります。

これらの巡回指導が多いことが全て望ましいとは思いませんが、指導等の対象となる行為がなされているのであれば、適切に対処できるように、引き続き努めていただきたいと思います。

次に、路上喫煙・ポイ捨て対策と客引き行為の防止の関係について触れたいと思います。

先ほど申し上げましたが、環境局において、路上喫煙制限区域の拡大が検討されており、すすきの地区への拡大も含めて検討していると答弁がなされたところであります。

また、環境局の決算特別委員会の翌日に、すすきの観光協会と地元豊水町内会が連名で、路上喫煙制限区域の拡大について、秋元市長に要望書を提出したところでもあります。

私が現場で見たりですとか、また、私のもとに寄せられている声を聞く限りであります。路上にたむろして、タバコを吸って、その吸い殻を路上に投げ捨てる、その多くは、客引き行為者たちではないかと感じているところであります。

すすきでの路上喫煙を制限し、彼らに路上での滞留そのものを許さない環境をつくること、客引き対策としても極めて有効ではないかと考えます。

公共の場所での喫煙の制限、また、タバコの吸い殻のポイ捨てを禁止する根拠となる、ポイ捨て等防止条例では、美しいまちづくりを推進し、もって市民の安全で快適な生活環境、さらには観光都市札幌にふさわしい環境を確保することを目的に掲げております。

また、客引き行為等防止条例では、公共の場所を安全に安心して通行し、また、利用することができる環境の確保を図り、もって魅力と活力のあ

る安全で安心なまちづくりに寄与することを目的としております。

このように、路上喫煙の対策は環境局、客引き行為等の対策は市民文化局と、所管が異なることは承知しておりますが、環境を整備するという目的は同じはずであり、路上喫煙制限と客引き行為等の防止は、それぞれの取組が相乗効果を生むのではないかと考えます。

そこで質問ですが、すすきの地区の環境をよりよくしていくために、路上喫煙やポイ捨ての防止の対策を所管する環境局と連携して、取組を推進していくべきと考えますが、いかがか伺います。

●**田口地域振興部長** 客引き行為の防止と路上喫煙の制限の取組の連携についてでございます。

委員ご指摘のとおり、路上喫煙の制限と客引き行為等の防止は、対象とする行為は異なるものの市民や観光客の安全・安心を守り、快適で魅力あるまちづくりを進めるという点で、その目的を同じくするものと考えております。

喫煙制限区域における路上喫煙の防止は、客引き行為者の路上での滞留を一定程度抑制し、結果として、客引き行為が行われにくい環境を創出することにつながり得ると同時に、客引き行為等の防止は、路上喫煙やポイ捨ての減少にも資すると考えております。

したがって、路上喫煙やポイ捨て防止の対策を所管する環境局と情報共有を行うなど、必要な連携を行い、一体となって安全で安心な魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

●**山田一郎委員** ありがとうございます。

答弁のとおりであります。同じ思いを持って、魅力あるまちづくりを進めるために、この必要な連携を取っていくということでありました。

すすきのの魅力向上、これは観光客のためでもあります。もちろん日々そこで暮らし、また我々働く市民のためのものでもあると考えます。

これは環境局の質疑でもお伝えしたのですが、現在、新MICE施設整備の検討が進められてお

ります。当然そこで宿泊する方々の多くは、すすきので飲食することが想定されます。

そのような観点からも、国内外からさらに多くのお客様をお迎えするに当たり、誰もが安全・安心に楽しめるクリーンなまちすすきの実現していかなければならないと考えております。

本日取り上げた客引き、路上喫煙によるたばこのポイ捨て、放置自転車、この問題はそれぞれ所管が市民文化局、環境局、建設局と分かれているものの、全てが絡み合ったすすきの課題であると考えます。縦割りではなく、関係部局が一体となって、すすきの浄化に取り組むという強い意志と覚悟が不可欠であると思います。関係部局と緊密に連携し、安全で清潔で、札幌市民誰もが誇れるすすきの、また、国内外からの観光客が、誰もが訪れたいすすきの、この実現に向けて努めていただくことが必要な旨申し述べて、私からの質問を終わります。

●**森 基誉則委員** 私からは、項目としては一つ、町内会・自治会支援の取組の一つである町内会アドバイザー派遣制度について伺ってまいります。

町内会は、防災や防犯、環境美化などで重要な役割を担う地域コミュニティの中核であると思っています。

しかし、昨今の急速な社会情勢の変化により、町内会を取り巻く環境や活動は、大きな影響を受けています。

特に、新型コロナウイルスの感染拡大期には、地域で活動を一時的に中断せざるを得ない状況が続きました。結果として、それまで培ってきたイベントにおける実施手段などのノウハウが失われたという声を多く聞きました。

また、札幌市が町内会・自治会に定期的に行っているアンケート結果から、新型コロナウイルス感染拡大前の2019年と、コロナの感染症法上の位置付けが5類に移行した後の2023年を比べてみると、町内会役員の年代構成は、最も多い70歳代が44.2%から55.2%と11ポイント上昇したのに

対し、60歳代は39.5%から23.1%と16ポイント低下しています。

このことから、コロナ期に役員の高齢化が進み、担い手不足に拍車がかかったと推察されます。

加えて、このところの物価高騰も町内会の各種行事に影響を与えていると聞いており、町内会の運営環境は厳しさを増しています。

さらに、単身高齢世帯の増加や、突発的で劇的な大雨の発生といった、これまでに経験のないような多様な課題に対応することも必要です。

そのためには、孤独・孤立対策や災害時の共助といった、人と人とのつながりによる取組が欠かせません。将来予測が困難で、不確実性の高い時代にこそ、地域の力は重要であり、本市は社会情勢の変化に適応しながら、町内会が活動を続けられるよう、地域に寄り添っていくことが重要だと考えます。

このような状況下、本市は町内会支援の一環として、様々な課題を抱える町内会に対し、まちづくりの専門家を派遣して、地域の課題解決に向け、共に考え、今後の活動のアドバイスを行う町内会アドバイザー派遣制度という支援事業を2015年度から実施してきました。開始から10年が経過する事業ですが、十年一昔とも言いますし、支援の在り方は社会情勢に合わせて変えていくべきだと考えますので、いくつか質問をさせていただきます。

では、早速最初の質問です。

町内会アドバイザー派遣制度のこれまでの利用実績と、どのような課題への相談が多かったのか。また、町内会はどのように受け止めているのか伺います。

●奥木市民自治推進室長 町内会アドバイザー派遣制度のこれまでの利用実績について、お答えをいたします。

平成27年度から令和6年度までに、延べ112団体の町内会・自治会に対しまして、合計422回のアドバイザー派遣を実施してきたところでござい

ます。

取り上げた課題といたしましては、担い手不足が全体の46%と最も多く、次いで運営体制や活動内容の見直しが28%、デジタル化に関するものが14%と続き、これら三つのテーマで約9割を占めております。

また、アドバイザーの支援を受けながら、全体の約4割で住民アンケートを実施しており、町内会の課題の共有を図りながら、活動全般に対する住民の意見やニーズを把握し、様々な対策検討の基礎資料としていただいているところでございます。

実際に派遣を受けた町内会からは、課題に取り組むための手順が分かった、運営スタッフとして手伝ってくれるサポーターの発掘ができたなど、総じて好意的な評価が寄せられております。

●森 基誉則委員 実際に制度を利用したのが442件。担い手不足とか、デジタル化といった昨今の課題に取り組んでいる町内会が多いと。しかも、その町内会からは好評であるということが分かりました。

札幌市が町内会に専門のアドバイザーを派遣し、地域に寄り添った支援を長年行っているということもよく分かりました。

しかし、町内会の課題というのは、それぞれの地域の実情が複雑に関係する場合もあることから、一つの町内会に対して、数回アドバイザーを派遣するだけでは、課題の解決に向けて細やかな対応をすることは容易ではないとも思っています。

その対策として、例えば、地域の状況に応じて、アドバイザーの派遣回数を単純にはありませんが、増やしたりとか、アドバイスの質の向上を図るための取組を進めるなど、さらに事業の成果が上がるような工夫が必要であり、これにより町内会の課題解決を進め、制度を利用した満足度を高めていく必要があるとも考えます。

そこで、次の質問です。

課題を抱える町内会に対して、より効果的な支

援を行うための制度の改善について、どのように考えているのか伺います。

●**奥木市民自治推進室長** 効果的な支援を行うための制度の改善について、お答えいたします。

アドバイザー派遣は、1地区当たり3回から5回を目安として、検討の進捗に応じて、柔軟に対応しているものの、地域によっては単年度の支援では検討が終わらず、更なる支援を求める声もこれまでいただいていたところでございます。

アドバイザー派遣をきっかけとした地域への課題解決の動きが途上で終わらないよう、継続的な支援が重要であることから、令和4年度からは、前年度に支援を受けた地域を対象とした継続型の支援枠を設けたところでございまして、昨年度までの3年間に5件、今年度は4件の申請をいただいております。

また、今年度からは、過去にアドバイザーの支援を受けて行われた取組の状況について調査を開始し、当事業の効果の確認や課題の把握に生かしていく予定であります。

今後は、継続型の支援枠の導入による成果や事後調査の検証などを通じて、地域の実情に応じた支援ができるよう、制度に工夫を重ねてまいりたいと考えております。

●**森 基誉則委員** 今年度は、継続枠の申請が増えたということですが、今後も社会情勢に応じて、効果的な課題解決に向けた支援の在り方を検討し、制度の改善を図っていくことを求めています。

札幌市には、2,100を超える町内会・自治会があるんですけども、アドバイザーを活用する上では、町内会側にも相応の覚悟といいますか、検討や準備が必要となってきますので、日常の活動以上のことに取り組むというのは、少し難しいという町内会も多いと思います。しかし、こうした町内会こそ、解決したい課題が多いのではないのでしょうか。

他方、アドバイザー制度を使って検討されるテーマは、その時々代表的な町内会の共通課題

を表しているのではないかと感じています。裏を返せば、それを知ることができれば、アドバイザー制度の直接的な活用が難しい多くの町内会にとっても、課題解決の糸口になり得ると考えます。

そこで、最後の質問です。

アドバイザーの派遣を通じて集積されている知見やノウハウを、全市的に伝えていくべきだと考えますが、札幌市の見解を伺います。

●**奥木市民自治推進室長** 制度によって得られた知見やノウハウの共有について、お答えいたします。

地域の課題の解決に向けた取組事例について、全市的に情報提供を行うことは重要と認識しておりまして、今年度、担い手不足やこれからの町内会運営といった主要な五つの課題について、町内会活動のヒントとして冊子にまとめ、全町内会・自治会に送付したところでございます。この町内会活動のヒントでは、課題に関する検討の手法のほか、町内会の取組事例も紹介しており、今後はアドバイザー派遣で得られた知見や事例を盛り込んで改訂し、ホームページで周知していく考えでございます。

また、毎年度、アドバイザー派遣の支援を受けた町内会を対象に、情報交換を図るための事例報告会を開催しておりますが、昨年度からは、アドバイザー制度に関心のある町内会も参加できるよう間口を広げたところでございます。

今後もアドバイザー制度を含め、各種事業で得られた知見を、地域に寄り添った課題解決の支援に生かすとともに、様々な形で地域と情報共有できるように取り組んでまいりたいと考えております。

●**森 基誉則委員** 町内会と一口に言っても、なかなか一枚岩であるところは少ないようですので、相談する、しないの判断が、町内会内でまとまらないという例もよく聞きます。相談しても意味がないとか、どうせ解決しないだろうと思込んでいる方もいらっしゃるようですので、そう

いった方々にも理解してもらえるような活動、先ほどおっしゃった冊子にまとめて送るとか、ホームページや報告会とか、そういったものも本当に大切なことだと思います。

町内会の課題は、実際にはそれぞれの地域の実情によって、複雑かつ多岐にわたりますので、地域の状況を把握した上で、札幌市が寄り添いながら、引き続きアドバイザー派遣制度を含めた多面的な支援をしていただくよう求めて、質問を終わります。

●森山由美子委員 私からは、自転車マナーについて、サッポロクジラについての2項目について質問をいたします。

最初に、自転車マナーについて質問をいたします。先般、若い女性のマウンテンバイク愛好会の方々と意見交換をする機会があり、彼女たちは札幌から千歳まで自転車でツーリングをするなど、本格的な活動を実施しており、さまざまな風景を見ながら風を切って走る心地よさを語っておられました。

また自転車は、二酸化炭素を排出しない環境によい乗り物であることや、健康増進にもよい乗り物であることを力強く語ってくれておりました。

自転車の利用推進は、本市のみならず、全道規模での取組であり、通勤や趣味で自転車を利用する方が増えているのだろうと感じる一方で、自転車の交通事故など、交通事情が気になります。

そこで質問ですが、本市の特徴を含めた自転車に関係する事故や違反など、最近の交通情勢について伺います。

●田口地域振興部長 本市の特徴を含めた自転車に関係する事故や、違反などの最近の交通情勢についてでございます。

本市においては、令和7年8月末までに、自転車に関係する死亡事故の発生はないものの、人身事故は438件発生しており、道内の約6割を占めております。

年代的に見ますと、自転車乗車中の負傷者につきましては、20歳未満の若年層の割合が約30%と

高く、特に高校生が全体の約18%を占める状況にあり、本市におけるその傾向は北海道とおおむね同様でございます。

また、自転車の交通違反の検挙数につきましては、札幌市に限定した統計がないため、北海道の数値でお答えいたしますが、令和7年8月末時点での検挙数は513件と、昨年同時期と比べ148件増加しており、昨年11月の法改正により、検挙対象となった酒気帯び運転の検挙数が139件でありますことから、罰則強化の影響が大きいものと考えております。

●森山由美子委員 自転車に関係する交通事故死亡者が出ていないものの、人身事故は昨年同時期と比べて増加をしていること、昨年11月の法改正による罰則強化の結果として、酒気帯び運転など悪質な交通違反の検挙数が上がっているとのことでした。

北海道は車社会であります。今後は自動車事故のみならず、自転車に関係する事故をなくしていくといった取組が重要だと考えております。自転車愛好家の方々が言うには、通勤、通学だけでなく配達などで自転車を使う業界も増えてきましたとのこと。

そうした中、日々札幌市内を走行しますと、自転車に対する正しい知識を持たない方が多いと感じるといった意見が寄せられました。

例えば、自転車は歩車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならないとされているので、車道の左端を走行します。しかし、道端にある白い線は、大きく分けると2種類あり、歩道が設置されている場合の車道外側線と歩道の設置がない場合の路側帯となり、見た目は同じ白色に実線ですが、存在している場所も意義も異なります。

私も、自転車は路側帯を走行するものだと認識をしておりましたが、路側帯は歩道と同じ役割であり、自転車の路側帯通行は、著しく歩行者の通行を妨げない場合に限られているため、基本的には路側帯の外、つまり車道部分を走行するのが、

本来のルールであると教えられました。

彼女たちは正しい場所を走行しているにもかかわらず、自動車にクラクションを鳴らされるなど、邪魔者扱いさせられることがあり、自転車利用者のみならず、自動車の運転者に対しても、自転車利用に対する正しい知識を発信する必要があると考えます。

また、自転車が歩道を走行してもよいのは、標識で認められている場合、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、体の不自由な方や、安全確保のため、やむを得ない場合となっていることについても、徹底してほしいとの声が出ました。

そのような折、来年4月1日から、自転車違反に対しても反則金が科せられることになり、こうした機会に、自転車に関する正しい知識と情報を札幌市が発信すべきではないかと考えます。

そこで次の質問ですが、自動車、自転車相互に正しい知識を認識させるために、札幌市としてどのようなルール・マナー啓発や情報発信の取組を行っているかお伺いいたします。

●**田口地域振興部長** 本市におけるルール・マナー啓発や情報発信の取組についてでございます。

本市では、自転車利用者に対し、スケアードストリート技法を用いた交通安全教室や冊子の配布などを行うとともに、自動車運転者には年4回の交通安全運転をはじめとした街頭啓発を実施して、幅広い年代に情報が届くよう活動を実施しているところでございます。

法改正によりまして、自転車に対する反則金制度が新たに適用されるとともに、自動車が自転車を追い越す際は、十分な間隔と安全な速度で進行しなければならない罰則付き義務を課せられることなどから、自転車、自動車双方への情報発信が必要と考えております。

今後は、商業施設の利用者への注意喚起やラジオを用いた啓発活動を充実させるとともに、SNSや紙媒体など、さまざまなコンテンツを活用して、情報発信の取組の更なる充実を図ってまい

たいと考えております。

●**森山由美子委員** 今後、充実をするとのことは理解をいたしました。自転車、自動車双方に情報が伝わるよう、効果的な活動の実施を求めておきます。

こうした交通安全の取組は、地域においても、市民が関心を持っている大きな事柄の一つであり、民間企業や団体においても、交通安全に対する関心は高いものと認識をしております。

実際に、社会奉仕団体が地元地域の小学生に自転車用ヘルメットを配布する活動を行っているところもあるなど、民間の企業・団体が地域住民の安全を守る一端を担っております。

地域の交通事故防止は、官民が一体となって取り組まなければならない共通の課題であり、とりわけ市の財政も厳しい中、さらに連携をしながら、効果的な取組を実施する必要があると考えます。

そこで質問ですが、民間企業・団体と連携した交通安全活動について、どのような取組を行い、今後実施していく考えなのか、お伺いをいたします。

●**田口地域振興部長** 民間企業・団体と連携した交通安全活動についてでございます。

本市におきましては、これまでも、新入学児童への黄色いワッペンへの寄贈や、免許証を返納した高齢者が店舗で特典を受けられる運転免許証自主返納支援制度に民間企業の協力をいただき、効果的な活動を推進しているところでございます。

また、令和6年からは、交通安全関係団体に協力をいただき、自転車ヘルメット普及促進モニター事業を実施しております。この事業は、市内中心部の有料駐車場利用者への実態調査を目的とするモニター事業であり、アンケートにご協力いただいた方から抽選で100名の方に、ヘルメットを配布するものでございます。

初年度は300名を超える応募があり、札幌市内中心部まで自転車を利用する方の着用を増やすことにより、他の自転車利用者に対するPR効果も

狙ったものでございます。

本市といたしましては、このような交通安全に関する各種取組にご理解・ご賛同いただける団体や企業と連携を図りながら、引き続き交通事故のない、安心・安全なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

●森山由美子委員 交通安全活動の官民の連携について、理解をいたしました。

今回は、昨年度の法改正と来年度の法改正を踏まえ、自転車事故をなくすための正しい知識の普及とルール・マナーの啓発に向けて、質問をいたしました。この機を捉え、しっかりと取組を進めるよう求めて、この質問は終わります。

次に、サップロクジラについてお伺いいたします。

報道などでも既に多く取り上げられておりますが、今年8月、札幌市博物館活動センターと群馬県立自然史博物館などが取り組んだ研究論文が、米英の古生物学会などが発行する英文学術誌に掲載をされました。

これは、札幌市南区から発見された化石を他のヒゲクジラと比較し、900万年前の新属新種であるという発見で、国際的な評価に値する画期的な研究成果であります。

この度のクジラの化石は、新属新種として認められたものであり、メガベリーナ・サップロエンスという名前は、和名でサップロクジラと付いたことから、博物館活動センターのこれまでの尽力に深く敬意を表するとともに、心からお祝いを申し上げます。

この化石は、2008年に市民の方が南区の小金湯辺りで奇妙な形の岩を見つけ、札幌市博物館活動センターに持ち込み、学芸員の古沢仁博士がクジラの化石ということを知り、発掘には4年かかり、骨のクリーニングには、札幌市民や北海道大学総合博物館の有志の方々と、およそ10年かかったとのことでした。

巨大な化石の大きなブロックは900キログラムを超え、デジタルスキャンを導入したり、鯨類に

詳しい複数の道内外の博物館の協力も得て、デジタルデータとして化石を扱い、道外からも島根大学の大平氏の協力を得て、地層に含まれる火山灰からメガベリーナ・サップロエンスの地層が、およそ900万年前のものであることを解明したものです。このように、長い年月携わった市民の皆様や学芸員の熱い思い、情熱が実を結んだ結果であると思います。

特に着目すべきは、現在は海に面していない札幌市でクジラの化石が見つかったことで、昔、札幌市が海の底であったことの裏付け、証拠になった点にあると思います。

そこで確認の意味での質問ですが、海の底だった札幌がどのように変化して、現在のように陸地になったのか伺います。

●米森文化部長 札幌が海から陸地になった変化についてお答えいたします。

サップロクジラの生息していたおよそ900万年前には、札幌周辺には石狩トラフと呼ばれる深い海が広がっており、約600万年前から、現在の定山溪付近で火山活動が活発化し、マグマの上昇や火山灰などによって、陸地が次第に広がったものでございます。その後、土砂の堆積や地殻変動などの作用により、およそ10万年前には湿原が広がる陸地になったものと考えられております。また、札幌が陸地になった後も、海水面が上昇と下降を繰り返し、札幌は現在のような陸地になったものでございます。

●森山由美子委員 ただいまの答弁からも、かつて札幌が海だった時代があることを伺うことができました。

今回のサップロクジラは、まさに札幌に海が広がっていた時代の証拠であり、壮大な地球のダイナミズムにも、夢やロマンを感じる方も多いのではないのでしょうか。

さて、サップロクジラの化石は、世界的にも大変貴重な化石であると伺っております。

そこで質問ですが、サップロクジラの化石は、どのような点で貴重であるのか伺います。

●**米森文化部長** サッポロクジラの化石の貴重性についてお答えいたします。

サッポロクジラの化石は大型生物の化石としては珍しく、全身の約7割が見つかったことに加えまして、壊れて残りにくい指の骨なども見つかったことは大変貴重でございます。

また、1,500万年前から600万年前までの900万年間の間は、セミクジラ科の化石が見つかっていない空白の時代でございます。サッポロクジラの化石がこの空白を埋めたことで、セミクジラの進化の謎を解く手がかりとなり、学術的にも意義のある化石でございます。

●**森山由美子委員** サッポロクジラの化石が、大変貴重なものであるということが分かりました。学術的にも重要な資料とのことであり、これは札幌市にとっても、大きな財産になるものと考えます。

先ほど、セミクジラの化石は進化の謎を解く手がかりとなるという答弁がありましたが、これほどまでの価値があるこのサッポロクジラから多くのことを学ぶことができますし、更なる研究につなげるためにも、広く市民に理解を広げ、協働し、市の施策として生かしていくことも重要と考えます。

そこで質問ですが、今後どのような研究を進めていくのか、また市民や札幌を訪れる方たちなど広く興味関心を持っていただくために、どのように周知や広報を進めていくのか伺います。

●**米森文化部長** サッポロクジラの今後の研究と周知広報についてお答えいたします。

サッポロクジラの今後の研究につきましては、例えば、舌の付け根にある骨を調べることで、どのような餌を食べていたのかですとか、保存状態のよいひれの骨を調べて、どのように泳いでいたかなど、サッポロクジラの当時の生態に迫る研究を行いたいと考えているところでございます。

また、サッポロクジラの周知につきましては、研究の成果について、随時ホームページに掲載するほか、展示やイベント、学芸員による講演会な

どを通じて、最新の情報を分かりやすく発信してまいりたいと考えております。

●**森山由美子委員** 貴重な化石であるサッポロクジラは、これまでの博物館活動の大きな成果であり、サッポロという名前がついた新属新種の発見は、市民にとって誇らしいことです。今後も、博物館活動センターの活動を継続し、新たな発見につながっていくことを大いに期待いたします。

サッポロクジラは、札幌市で発見された貴重な化石であり、札幌市の自然史、地質学、教育、観光のいずれの面から見ても、大きな可能性を持つ地域の財産であります。

教育学習資源としての活用として、理科、社会科の授業で、札幌の成り立ちや地層の歴史を学ぶ際、かつて札幌が海の底だったという具体的な証拠として紹介でき、郷土学習の教材として、学びを深める契機になることでしょう。

また、デジタル展示やAR体験などを通じ、広く市民へ理解を深めていただくことなど、工夫展開できるのではないのでしょうか。

札幌に海の時代があったことは、札幌を訪れる観光客にも新鮮な驚きを与えることになると思います。サッポロクジラの研究成果や札幌の地形の成り立ちを、例えば、大通公園にある資料館のような多くの人が訪れる場所に展開することも、ぜひ実現をしていただきたいと思います。

また、夢が広がる取組として、サッポロクジラブランドの発信や、札幌の海と陸の記憶を象徴する存在として、ロゴやキャラクター化、記念グッズなどの制作など、地域観光の新たな取組とするなど、柔軟な発想でまちづくりや観光などにも活用することも求めます。

地球温暖化によるさまざまな影響が社会に与えている今日、地球環境の大きな変化から、私達は多くのことを受け取り、学ぶことができます。悠久の地球の歩みから未来への継承を感じ、SDGsや共生社会の意味を問い、今の私達に何ができるのかの問題提起につながる役割が、サッポロクジラを通じて得られる取組となることにも期待を

いたしまして、私の質問を終わります。

●長屋いずみ委員 私からは違う角度で、サップロクジラを取り上げさせていただきます。

札幌博物館構想について、4点質問いたします。札幌市における博物館構想は、1994年に札幌市博物館基本構想委員会が設置され、1996年には基本構想が提言されました。構想では、「北・その自然と人」を基本テーマに掲げ、札幌の自然の成り立ちや自然と人のかかわりを総合的に探求する、自然系博物館の建設が目指されていました。その後、計画は先送りされましたが、2001年には札幌市博物館計画推進方針に基づき、博物館活動センターが設置され、現在に至っております。

この博物館活動センターでは、資料収集や調査、研究に加え、市民とのパートナーシップによる博物館づくりを目指し、多くの市民が参加できる普及交流事業なども実施されております。

このように、市民とともに長年積み重ねられてきた地道な取組を踏まえて伺います。

現在の博物館活動センターの利用状況は、どのようなものなのか伺います。また、これまでどのような役割を果たしてきたのか、あわせて、活動に対して、市民からはどのような意見が寄せられているのか伺います。

●米森文化部長 博物館活動センターの利用状況と役割、市民からの意見についてお答えさせていただきます。

まず一点目の利用状況につきましては、令和6年度の博物館活動センターの利用者数は約6,700人であり、保全工事に伴う2か月間の休館期間があったものの、月平均の利用者数は、令和5年度を上回ったところでございます。

また、博物館活動センターの来館以外にも、外部で実施したイベントなどのアウトリーチ活動への参加者数は、およそ5,800人でございます。

2点目の役割についてでございますが、博物館活動センターは、博物館活動を先行して実施する施設でございますが、博物館法に規定する資料の収集・保存、調査研究、展示・教育普及という、

博物館の基本的な役割を果たしているものと認識しております。

3点目の市民からの意見についてでございますが、展示やイベントを通じて、札幌の自然について深く学ぶことができたというご意見がある一方、博物館活動センターの場所が分かりにくいといったご意見をいただいたところでございます。

●長屋いずみ委員 2か月間にわたる保全工事による休館があったにもかかわらず、月平均の利用者が前年を上回ったことから、市民の関心の高さがうかがえます。また、施設の立地やアクセス面での課題も指摘されているとのことでした。

先ほどもありましたけれども、約800万年前の札幌一帯は、石狩トラフと呼ばれる海が広がり、海洋生物が生息しておりました。そうした時代の化石が、今、市内で発見され、札幌自然史研究会の会員や北海道大学総合博物館の有志の方々、そして、市民の多くの皆さんが、クジラ化石の発掘、クリーニング作業に携わるなど、市民参加による博物館活動が着実に展開されております。市民による講演会の企画・運営も行われ、地域に根ざした活動として定着しております。

このように、学びと共有の場を市民と共に築いてきたことは、博物館の必要性を改めて示しているものと考えます。

そこで、これまで博物館の整備推進のために複数の調査をしておりますその内容について伺います。また、調査の結果はどのように生かされていくのか伺います。

●米森文化部長 博物館に関する調査の内容と活用についてお答えいたします。

これまで調査してきた事柄といたしましては、官民連携のための基礎調査、民間活力の導入手法に関する調査、資料の収集方針に関する調査、資料のデジタル化に関する調査などがございます。

将来的に博物館の整備が行われる際には、これらの調査結果を、博物館の運営や展示の内容、集客性の向上に資する手法などに反映させてまいりたいと考えております。

なお、調査を踏まえて、令和5年度に作成いたしました資料の収集方針につきましては、博物館活動センターに収蔵すべき資料の判断基準として活用しているところでございます。

●長屋いずみ委員 こうした調査の成果が、既に資料収集基準、コレクションポリシーに生かされているとのこと、それから、今後の運営方針などにも反映されるということでした。今後の整備にとって、大きな意義があると思います。

例えば、2008年に豊平川で発見された化石が、本年8月、先ほどもありましたが、新属新種のセミクジラ科サッポロクジラとして確認され、世界的に注目を集めております。この貴重な化石は、体長13メートル、高さ2メートルにも及ぶもので、現在の施設では全体像の展示が困難な状況です。

こうした長年にわたる重要な研究成果を市民と共有し、学芸員の尽力にもしっかり応える意味でも、展示環境の整備は極めて重要であると考えます。

そこで、博物館の建設により、どのような効果を期待されているのか伺います。

●米森文化部長 博物館建設の効果に対する期待についてお答えいたします。

札幌に焦点を当てた博物館が整備されることで、市民が札幌の自然や歴史、文化についてより深く学ぶことができるようになり、それに伴い、市民の札幌への関心や愛着を高め、創造性あふれる人材の育成につながるなどの効果が期待されるところでございます。

また、札幌を訪れる方には、札幌の独自性や国際的な学術研究の成果を展示することで、札幌の魅力を発信できる観光拠点になることも期待されるところでございます。

●長屋いずみ委員 およそ1,200万年前から600万年前の地層から、世界最古のサッポロカイギュウや、新属新種のクジラの化石が非常に良好な保存状態で発見されており、学術的にも極めて高い価値があります。

特に、この新属新種のクジラの確認は、約900万年間、化石記録のなかったセミクジラ類の空白を埋める重要な発見であり、世界的にも大きな注目を集めております。先ほどもご答弁あったと思います。

また、自然災害の多い時代にあって、地域の自然、歴史、文化資源を守り、次世代へと継承していくことは、博物館に課せられた重要な使命です。

現在、博物館活動センターでは、一部の実物化石を常設展示しておりますが、立地やアクセスの課題もありますことから、市民が訪れやすい場所に整備することが、札幌の新たな魅力の発信につながるものと考えます。

そこで、博物館活動センターの利用者や幅広い市民から意見を伺いながら、検討を進めるべきと考えますが、この点についてのお考えを伺います。

●米森文化部長 今後の検討に向けた利用者等からの意見の収集についてお答えいたします。

博物館活動センターが実施するイベントの参加者に対しまして、博物館ができた場合、どのような施設だと訪れたいと思うかなどの内容で、アンケート調査を実施しておりますが、今後は来館者にもアンケート調査を行うほか、さまざまな機会を捉えて、幅広い市民から意見を聴取してまいりたいと考えております。

また、いただいた意見につきましては、展示の内容や、博物館で行う事業に反映させるよう検討してまいりたいと考えております。

●長屋いずみ委員 博物館に関する市民アンケートは、2015年の基本計画策定時に実施され、39名から寄せられた意見の多くが、前向きなものでした。札幌市の顔として存在する意義があり、子どもからお年寄りまで、知識を与えることができる。自然史だけでなく、歴史や文化を含めた総合博物館の建設を望む。1日も早く実現をといた声の大半を占めておりました。

しかし、それから10年が経過しております。改

めて、先ほどアンケートを取っているんだということをおっしゃっていましたが、もっと広く、幅広く市民の意見を聞く必要があると考えます。

北海道大学総合博物館や北海道博物館はありますが、札幌市に焦点を当てた博物館は、まだ存在していません。

今後も、新たな学術的発見が期待される中、その拠点づくりは喫緊の課題です。長年にわたり検討が続けられてきたこの構想の実現は、これまで活動を支えてきた市民をはじめ、多くの市民にとって重要なテーマです。市民と共に積み上げてきた歴史を踏まえ、いつ、どこに、どのような形で建設するかを、改めて市民と議論し、計画を前に進めていくことを強く求め、私の質問を終わります。

●坂元みちたか委員 私からは、男性からのDV被害の現状と、行政が行うDV相談が、結果的に実子誘拐に大きく加担をしてしまっている実態を確認したいと思い、質問をさせていただきます。

実子誘拐と申しますのは、片方の親が片方の親の同意なく、子どもを連れ去ってしまう状態のことです。

なお、DVにつきましては、2025年の5月15日、参議院法務委員会において嘉田委員が、DVとは支配のことである旨、ご答弁がありました。

これどういうことかと申しますと、DVというのは肉体的な暴力ではなく、言葉や精神的な攻撃まで含む概念であるということでありました。これは大変重要な観点である旨、ここのご認識をいただきました上で、本日は女性からではなく、男性からの相談の現状について伺います。

昨今は、男性が女性からのDVを受けているということが、全国的にも増えているわけでありました。そこで、男性相談専門のDV相談窓口を設置したケースもあると聞き及んでおります。

そこで質問ですが、札幌市における男性からのDV被害相談について、どのようなご対応をされ

ているのか伺います。

●田口男女共同参画室長 札幌市における、男性からのDV被害相談の対応についてお答えいたします。

男性からのDV被害相談につきましては、札幌市が設置しております、配偶者暴力相談センターで、平日は夜8時まで対応しているところでございまして、年末年始を除いた土日祝日、こちらも相談を受けております。若干、平日とは時間は異なります。

また、北海道のほうでは、このDV被害、男性専用の相談電話も開設しております、こちらにつきましては、札幌市のホームページのほうでも周知啓発をしているところでございます。

●坂元みちたか委員 ご答弁ありがとうございます。

今のご答弁にはなかったんですけども、パンフレットなどでも、女性の絵が書いているんですが、なかなか男性は、ちょっと自分は関係ないのかなと思ってしまうようなところがあるので、なるべく女性じゃないような絵を使っているというところも聞き及んでおりますので、その点に関しては、大変評価をさせていただきたいと思えます。

そこで次の質問ですが、過去3年間の男女別のDV相談件数をお伺いいたします。

●田口男女共同参画室長 過去3年間の男女別のDV相談件数につきましてお答えいたします。

令和4年度、2022年度は全体2,787件のうち、女性が2,729件、男性からは58件、令和5年度、2023年度は2,822件のうち、女性が2,756件、男性が66件、2024年度、令和6年度につきましては2,719件のうち、女性が2,651件、男性が68件という状況になっております。

●坂元みちたか委員 ご答弁ありがとうございます。

今の数字、ちょっと数字の羅列だったんで、ちょっと頭に入らないところもあるんですけども、圧倒的に女性からの相談が多いという数字の

ご提示だったかと思えます。

しかし、令和5年に内閣府が行った男女間における暴力に関する調査、こちらによりますと、DVを受けていたと回答する率は、女性27%に対して男性22%と、さほど乖離がないというデータもごございます。札幌市において、男性の相談件数が少ないということは、実は相談の窓口が広くまだ周知されていないのではと思うところでもあります。

そこで質問ですが、なかなか周知されていないと思われる男性DV被害相談の普及啓発につきまして、今後どのようにしていくのか、お伺いをいたします。

●田口男女共同参画室長 男性からのDV被害相談の普及啓発についてお答えいたします。

男性がDVについて相談しやすい環境を整えるためには、DV被害者は女性に限らないという認識を広めることが重要であると認識しております。

男性がDVの相談をためらわずにできるよう、昨年度、今しがた委員からもお話ございました、被害者が女性に偏らないイラストを用いました啓発動画及びパンフレットのほうを作成しております。こちらのほう、既に各区の普及啓発活動での活用でありますとか、関係機関の会議での配布のほか、ホームページ等でも掲載しているところがございます。

今後も、性別によらず、誰でもDV被害の相談ができるということを、より広く市民に周知してまいりたいと考えております。

●坂元みちたか委員 ご答弁ありがとうございます。

DV相談に対する男女間の格差、これは是正されるべきことであると考えます。

一つ具体の例を挙げますと、神奈川県、男性向けDV相談に県の予算を充て、また来年度より、男性向けのDVシェルター、こちらも新設されるなど、男女格差是正のための施策が行われていると聞き及ぶところでもあります。

続きまして、DV分野のDV相談証明書についての質問に移らせていただきます。

DV相談証明書といいますのは、本来は、単に片方の親がDVの相談をした、その証明書であるはずですが、実際には、以下のような利用をされていると確認をしております。

大きく六つございますので、列挙してまいります。

一つ目、DV相談後に保育園申込みなどをする場合、DVを受けたということで、ひとり親認定を受けて、保育園の優先枠を受けられる。

二つ目、DV相談証明書が健康保険の扶養変更の要件となる運用をされている。

三つ目、DV相談証明書などにより、児童手当の変更手続きができる。

四つ目、DV支援措置として、本人だけではなく、子どもの住所も相手方に対して秘匿をできてしまう。

五つ目、DV相談証明書により、保護命令を申立てする権利を得られる。

六つ目、DV相談証明書をエビデンスに、国民年金保険料の免除を受けることができるのであります。

先ほど申し上げましたとおり、DV相談証明書といいますのは、単に相談をした証明書でありません。事実の正確性が担保されているわけでもありませんし、当然に、悪意を持って虚偽の相談をする者もいるわけです。

しかしながら、このようにDV相談証明書を取得するだけで、自治体は、ひとり親認定ができるという実態があります。

これは残念ながら、国からのガイドラインがこのように組み込まれているので、本市職員の皆様も不本意ながらも、実子誘拐に加担してしまっている実態がございます。これらは住民基本台帳とも結びついて、行政で現に監護する者を指定してしまうことになるわけでございます。

ここで一つ、我が会派に寄せられました札幌市の実例をご紹介させていただきたいと思えます。

我が会派に、ちょっとご年配のご婦人が訪ねてまいりました。ぜひ孫に会わせて欲しい。どういふことですかと聞いたところ、息子さんがDVの相談を受けたことで、DV夫という認定を受けて、一切孫に会うことができなくなってしまった。そして、非常に残念な話なんです、その息子さんには自ら命を絶たれてしまって、私としては手も足も出ない。何とか孫に会わせてほしい。という切なる思いを抱かれた方が、我が会派を訪れたことがあります。しかし、行政としては、このご婦人の期待に沿える方法は、現状何らないわけでありませう。

このことがありましてから、我が会派は、この問題について、心血を注いでおります。特に当会派の荒井議員が一生懸命、今までやってきた問題でございます。

DV相談証明書がDVの証明ではないにもかかわらず、実質的にDV証明という扱いで運用されているのが実態でございます。

そこで質問ですが、過去3年間のDV相談証明書の男女別発行数とDV相談証明書の使用目的のうち、多く申請されている目的についてお伺いをいたします。

●**田口男女共同参画室長** 過去3年間のDV相談証明書の男女別発行件数及び使用目的について、私からお答えさせていただきます。

まず、発行件数のほうでございますが、過去3年間のDV相談証明書の男女別発行件数は、令和4年度、2024年度は438件のうち、女性から430件、男性から8件、令和5年度、2023年度は499件のうち、女性から485件、男性から14件、令和6年度、2024年度は485件のうち、女性から478件、男性から7件という状況でございます。

次に、使用目的でございます。こちらのほう、証明書の発行の際に確認しておりますが、令和4年度、2022年度から令和6年度、2024年度の過去3年間において、いずれの年度も一番多い目的が、住民票の閲覧制限でございました。

2番目に多い使用目的につきましては、令和4

年度及び令和5年度においては、物価高騰等に対する低所得者向けの各種給付金の手続きのための発行が多い状況でございました。令和6年度につきましては、4年度、5年度とは異なりまして、年金事務における支援措置のための証明発行が2番目に多い目的となっております。

●**坂元みちたか委員** 細かな数字のご開示をありがとうございます。

ここでも、数の上では女性が主ということになってまいります。我々は実態に見えている数字から判断をしなければならぬわけでございますが、先ほどの内閣府のデータや他府県の状態を見ますと、恐らく、この中には隠れた男性のニーズを、我々は拾いきれていないんじゃないかなど、我が会派としては思うわけでございます。

ここでまた、神奈川県事例でございますが、神奈川県はDVの相談について、神奈川県警の人身安全対策課という、DVの現場に知見があり、かつ両者どちらにも加担しない立場で、DV専門部署との連携を緊密にして、片方の親のみに加担することなくという取組を計画していると、当事者から聞き及んでいるところでございます。

この現場を知って、どちらにも加担しないという警察の機能は非常に重要で、市役所では知りようもない現場についての知見を加味して、より適切なDV相談の在り方に改善していただけることが期待できると思っております。

DV相談証明書については、本来、DVを片方の親が相談したのみということであるはずなのですが、保育園の申込みや健康保険の申込み、1人親家庭であることの支援要件になっているという現状があります。

そこで質問ですが、札幌市の現状の証明書発行に関するご認識をお伺いいたします。

●**田口男女共同参画室長** 札幌市の現状の証明発行に関する認識についてお答えいたします。

こちらのDV相談証明書の発行は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に基づきまして、DV被害者の保護や自立の

支援のために発行しているものと認識しているところをごさいます。この発行に当たっては、先ほどお答えした使用目的も必ず聞き取りをしているところをごさいます。

また、こちらの発行するDV相談証明書には、配偶者からの暴力を理由として、保護・相談をしたことを証明するものであって、暴力があった事実を証明するものではないという注意書きも記載しているところをごさいます。

昨年、坂元委員から関連のご質問を受けたことをごさいます。DV相談の対応する職員等に対しましては、相談者から被害の状況等をより一層丁寧に聞き取るよう注意喚起をしたところでありまして、証明書発行においても、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

●坂元みちたか委員 一言の追加と、丁寧な聞き取りをいただいていることを感謝申し上げます。

現在、神奈川県、東京都等の多くの自治体は、保育園の入園・転園・退園時に、両申請者の捺印を求める運用をされております。これは第一次的には、必ずしもこのDVの問題とも限らない、親家庭の学費未納問題に対するものと聞き及んではおりますが、片方の親だけではなく、両方の親が捺印をしなければならぬというふうには、このルールを見直しているということは、よりよい行政サービスを目指す観点から、よいやり方ではないかなと感じるところです。

大変長くなりましたが、本市において、実子誘拐に歯止めをかけることは、とても重要なテーマであると我が会派は認識しておりますので、今後も、情報共有・改善提案をさせていただきたいと考えていることをお伝えいたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

●おんむら健太郎委員 先ほど、山田委員からも質疑がありましたが、客引き行為等防止の取組について、私からもいくつか伺ってまいります。

札幌の魅力であり、国内外から多くの観光客が

訪れるすすきのをはじめとする繁華街のにぎわいは、本市の発展には欠かすことのできないものであると認識しております。

その一方で、依然として後を絶たないのが客引き行為や勧誘行為であります。これらの行為は市民や観光客に不安や不快感を与えるだけでなく、札幌の素晴らしいシティブランドやまちのイメージを損なう深刻な問題であると捉えております。

札幌市では、札幌市客引き行為等の防止に関する条例を、令和4年度から施行しております。これは、札幌の中心部を安心して通行するために、重要な一歩であったと受け止めておりますが、施行から3年が経過し、4年目となった今、その実効性が本当に確保されているのか改めて検証する時期に来ているのではないかと考えるところで

す。近年、札幌を訪れる国内外からの観光客は日々増加しておりまして、この活気は大変喜ばしいことではあります。それに伴い、客引き行為も再び活性化していると多くの市民が肌で感じているのではないのでしょうか。

そこで最初の質問です。客引き行為等の禁止区域における現在の客引きなどの行為の状況は、どのようになっているのか伺います。

●田口地域振興部長 禁止区域における現在の客引き行為等の状況についてでございます。

客引き等行為者の人数を把握するために実施しております実態調査では、今年度、令和7年度9月末までの客引き等行為者の人数は1時間当たり平均23.8人となっており、昨年度、令和6年度の平均46.5人から大きく減少しているところでございます。

これは日々、禁止区域において指導を行っている客引き行為等防止指導員の巡回や、各種取組の成果が一定程度現れたものと受け止めております。

今年度行った北海道警察との協議の場においては、すすきの地区を中心に、条例制定以前と比較し、通行人につきまったり、立ちふさがったり

といった悪質な行為は減っているものの、客引き行為等自体は依然なくなっておらず、継続した対策が必要であるとの認識を共有したところでございます。

●おんむら健太郎委員 客引き行為等の防止指導員さんの巡回の効果などもあって、客引き行為者自体の人数は昨年度と比較して、1時間当たりですけど、46.5人から23.8人に減少傾向であって、北海道警察との協議の場では、悪質な客引き行為等は減っているのではないかとということで認識を共有されたということでございました。

ただ、しかしながら、私自身も繁華街を歩く中で受ける印象や、市民の方々から寄せられる声では、いまだ客引き行為は減っておらず、不快な思いをすることは少なくないということでございましたので、やや乖離があるのかなというふうに感じました。

先ほど山田委員とのやり取りの中でも、指導勧告の直近の状況が口頭で6,692件ですとか、指導自体は29件、勧告は7件ということでございましたので、結構あるように感じている部分、それが数字には反映されていないのかなんていうふうにも感じたところです。

条例施行前と比較して、悪質な客引きは減っているのかもしれませんが、一方で私自身の実体験ですとか、市民の方々から届けられた声を踏まえると、客引き行為を行う固定のグループが存在している状況ではないかと推察いたします。

こういった客引き行為をなりわいとするグループや事業者というのは、日々巡回する指導員や警察の動きを監視する見張り役を置き、組織的に随時情報を共有するなど、巧みに指導を逃れているというのが現状ではないでしょうか。私自身も実際に目にしたことがございます。

そのような中で、もちろんこういった特定のグループや事業者への対策も行っていく必要はありますが、市民や観光客への広報啓発をすることで、客引きを利用しないという社会的な機運を醸成するというのも重要と考えます。

条例制定から時間が経ち、市民や事業者の間でも条例への関心が薄れ、その内容を知らない人々が増えている可能性も危惧されるところです。

また、観光客の方々にとっては、その土地のルールというものは分かりにくいものですから、だからこそ今、改めて効果的な広報啓発を展開していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで次の質問です。市民や観光客に向けた広報啓発について、効果的な時期、手法で行う必要があると考えますが、今後どのように取り組まれていくのか伺います。

●田口地域振興部長 効果的な手法による広報啓発についてでございます。

これまで、客引き行為等の防止のため、客引き等行為者に対してだけでなく、利用する側の市民や観光客に対しても、広報啓発を行ってきたところでございます。

具体的には、昨年度作成した動画や静止画といった広報素材を、札幌中心部の大型ビジョンに放映するほか、地下鉄車内広告への広告掲出等を行っております。

広報を行うに当たりましては、これまでもビアガーデン、オータムフェスト、さっぽろ雪まつり等、特に市内中心部における人通りが多くなる時期に合わせて実施するといった工夫をしてきたところでございますが、宿泊施設や飲食店への個別の広報啓発に当たっては、観光のハイシーズンに集中的に行うなど、戦略的な方策を検討していきたいと考えております。

●おんむら健太郎委員 これまで、さまざまな広報啓発を行ってきたことは承知いたしました。また、今後実施に当たって、さらに工夫をされていくということでしたので、期待をしたいと思います。

答弁の中にもありましたが、広報のほかにも、例えば、飲食店のハイシーズンにいろいろ協力を呼びかけるような答弁かと思いましたが、健全な営業に努めている飲食業関連団体などと連携を図って、業界全体でクリーンなイメージを発信し

ていくということも、有効な手段ではないかなと感じますので、ぜひ検討していただけたらなと思います。

警視庁では、公式ホームページで客引きというものを、客引きは犯罪というふうに強いメッセージを発しております。

また、ほかの都市の話にはなりますが、町田市では、昨今話題となっている闇バイトについても、簡単・手軽・高収入という宣伝文句につられて応募したところ、仕事内容が不明瞭なまま、違法な客引き等をさせられて、風営法や東京都迷惑防止条例違反で逮捕されたという事例も多くありますというふうに、公式ホームページで注意喚起を促していたりもします。

実際に、札幌市内の客引き行為などを行う特定のグループでは、多くの若年層で構成されておりまして、学生の身分の者のほか、高校や大学を中退・卒業し、そのまま客引き行為等で生計を立てている者もいらっしゃるという話を聞いたことがございます。

客引き行為などは、単なる迷惑行為にとどまらず、その背後には若者の犯罪への関与といった、より根深い社会問題が潜んでいる可能性も十分考えられます。

札幌市としても、若年層が犯罪に加担するような行為につながらないように、対策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。

こういった問題に対応するためには、市役所だけでなく、北海道警察をはじめ、関係機関がそれぞれの専門性を生かし、重層的な対策を講じることが求められます。

そこで、三つ目の質問です。

客引き行為を多角的に捉え、関係機関と連携を図って取組を進めていくべきと考えますが、今現在どのような取組を行っているのか、また今後行っていく予定であるのか伺います。

●**田口地域振興部長** 関係機関と連携した客引き行為等防止の取組についてでございます。

委員ご指摘のとおり、客引き行為等の防止のた

めには、北海道警察や札幌中心部の関係団体との連携が欠かせないものと認識しております。

今年度は、よさこいソーラン祭りや、さっぽろ雪まつりの前に、例年北海道警察が行っておりますクリーンすすきの対策に札幌市も参加し、コノススキノ前での啓発活動や、警察官と同行しての禁止区域の巡回の実施など、連携して客引き行為等の防止に関する取組を行ったところでございます。

また、若年層の客引き等行為者の増加の傾向を受け、今年度、市内の大学及び短期大学と連携し、客引き等の行為を行わない、利用しないよう、学生に向けた広報を新たに実施いたしました。

引き続き、関係機関・団体と連携し、客引き行為等の防止に向け、効果的な取組を行ってまいりたいと考えております。

●**おんむら健太郎委員** 客引き行為などは札幌のブランドイメージを著しく毀損し、国内外から訪れる方々の楽しい思い出を台無しにしかねない、看過できない行為であります。

また、安易な気持ちで、アルバイト感覚で始めた若者が、より深刻な犯罪に巻き込まれていく入口となる危険性もはらんでおります。

本日指摘させていただきました部分、戦略的な広報啓発や関係機関との重層的な連携体制の構築、こちら、これまで以上にぜひ力を注いでいただきたいということを強く要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

●**前川隆史委員** 私からは、防犯カメラの設置補助制度について伺いたいと思います。

昨今残念ながら、全国で殺人事件をはじめ、凶悪犯罪が多発をしております、連日報道をされているところでございます。そうした報道を見ていると、先日も札幌市ではございませんけれども、神戸市でしたか、ストーカーの殺人事件では、防犯カメラの映像が容疑者特定の決定的な証拠にもなったと、こういった事案もあったところでございます。

現場となった地域住民にしてみますと、もしあの場所にこの防犯カメラがなかったら、犯人が特定されなかったかもしれないですか、さらに別の被害者が生まれたかもしれないなどと、防犯カメラの効果を改めて実感されていたのではないかと思います。

私も、これまで防犯カメラの有用性について再三訴えさせていただきました。防犯カメラは犯罪をたくらむ者に対して、常に見られているという強い心理的圧迫を与えて、犯行を未然に断念させる役割を果たし、また、不幸にも事件が発生してしまった際には、犯人を迅速に検挙して、更なる被害を防ぐための最後の砦とも言える、現在の安全なまちづくりに不可欠な社会インフラであるといっていると思います。

町内会等の各地域でも自主的に防犯パトロールですとか、子どもの見守りといった活動を行っておりますけれども、高齢化の理由から、そうした担い手が不足しておりますし、そうした意味でも、防犯カメラの役割というものは非常に大きくなっていくのではないかと思います。

さて、札幌市の防犯カメラの設置補助につきましては、市民の方のご厚志によりまして、4億円ものご寄付を賜って、基金を積んで、スタートをいたしました。

確か平成29年だったと思いますけれども、今は亡き、本郷先輩議員、また今日も福田委員とも、全国事例を見てまいりまして、お話を各都市で聞いてきて、調査を重ねて、そして私、公明会派を代表して、不肖代表質問に立ちまして、防犯カメラの設置制度実現を秋元市長に強く訴えたのが懐かしく思われますが、その質疑のときに、もったいなくも、強くご共感をいただいた、先ほど触れ、お話をさせていただいた市民の方から、多額のご厚志を賜ったわけでございます。

そして、平成30年度にこの制度がスタートいたしました。地域の防犯活動を補完するものとして果たしてきた役割は、大変大きいものがあると思っております。

先ほど、市民のご厚志について触れてきましたが、本当ならまだまだこの基金が枯渇するはずではなかったのですが、ご案内のとおり、胆振東部地震の際に、一部損壊の被害を受けた方々にお見舞金として活用するというので、その財源が大変使われた経過がございまして、本年度でその財源が枯渇すると、こういったことになったわけでございます。

そうした経過、いきさつを踏まえつつ、寄付金消費後の補助制度の継続については、昨年度改定となった第4次札幌市安全で安心なまちづくり等の基本計画に、町内会が設置する防犯カメラに対する補助等の取組として明記されているとおりでございまして、規定路線であったわけですが、注目は、この基金枯渇後の補助の内容、中身がどうなるのか、そういったところに、皆さんの注目があつたわけでございます。

これまでと同じ100%補助という内容にならないまでも、町内会の厳しい財政状況に耐えうる補助内容となるのか注目をし、現局と意見交換を何度も重ねてまいったところでございます。

本制度は、制度開始から令和6年度までの間で、累計486台の防犯カメラを設置してきた実績がございまして、年々町内会からのニーズが高まっているのではないかと感じております。

現在、町内会からの申込み方法については、令和6年の決算特別委員会で我が会派で取り上げた、事前エントリー制度を導入して、申請時期によって不公平が生じないように調整を行っております。

そこでまず伺いますが、令和7年度の事前エントリー台数の状況と、それに対する配分台数についてはどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

●**田口地域振興部長** 防犯カメラ設置補助制度の令和7年度の事前エントリー申込み状況についてでございます。

今年度は、35の町内会等から合計159台の事前エントリーがあつたところであり、昨年度は21の

町内会等から合計117台の事前エントリーがあったことから、申し込み数の大幅な増加となったところでございます。

令和7年度予算におきましては、設置可能台数を85台としていたことから、この台数を超える多数の事前申込みに対し、希望台数全てを配分することとはならなかったところでございます。

設置台数の配分に際しましては、まずは全ての申込町内会等に対し、1台を割り当て、2台目以降につきましては、過去の申請実績等も考慮して配分台数の調整を行うことによりまして、希望台数どおりの配分とはならなかった町内会等もあったものの、可能な限り、広く行き渡るような配分としてきたところでございます。

●前川隆史委員 事前エントリーについては35団体、159台というエントリーがあったとのことでございました。昨年度を大きく上回る状況だったようでございます。

配分につきましても、各団体に少なくとも1台を割り当てて、残りを実績を踏まえた割り当てをしたと、そんなようなお話だったようでございます。

このように、事前エントリーでは非常に多くの設置希望があったとのことで、やはり、地域における防犯カメラ設置のニーズは高く、この制度の重要性を改めて感じているところでございます。

一方で、防犯カメラが有用であることは先ほど申し上げたとおりでございますが、実際に地域でどのように役立っているのか、地域の生の声ですとか、活用の実態を把握して、評価していくということが非常に大事だと思います。

そこで伺いますが、これまで本補助制度によって設置された防犯カメラに関して、地域からどのような声が上がっているのか。また、どのように活用されているのか、具体的な事例を伺いたいと思います。

●田口地域振興部長 防犯カメラの地域での活用状況についてでございます。

本補助制度を活用した町内会に対して、実施し

た過去のアンケート結果では、地域の防犯意識が向上した、設置箇所付近を安心して通行できるようになったなど、前向きな効果を認める意見が寄せられているところでございます。

また、町内会等から防犯カメラの購入設置を実際に請け負っている設置販売業者によりまして、一定の頻度で、北海道警察から町内会等が設置した防犯カメラの映像の提供依頼があるということを知っており、実際に捜査に貢献しているものと受け止めております。

●前川隆史委員 実際に地域からも、地域住民の防犯意識が向上したですとか、また警察の捜査にもそれが役立っているとか、こういった声が寄せられているということでございます。

本制度の継続は、安全で安心なまちづくりに必須であって、寄附金の消費後も、町内会への補助はしっかりとした内容で継続していくべきと考えるところでございます。

町内会が現実的に活用可能な制度とならないのであれば、防犯カメラの設置はなかなか進まず、安全安心なまちづくりの実現が遠ざかるのではないかと、このように心配もしております。

先の予算特別委員会においても、来年度以降の補助制度内容について、持続可能な補助制度となるよう内容を検討していくと、そういった答弁があったところでございます。

そこで伺いますが、来年度以降の防犯カメラ設置補助制度の内容について、現在の検討状況を伺います。

●田口地域振興部長 来年度以降の補助制度の内容についてでございます。

これまで、市民の寄附金によりまして、この町内会に対する防犯カメラの設置補助制度を行ってきましたが、この寄附金を今年度で消費する見込みであり、現在、来年度以降の補助制度の内容等の検討を行っているところでございます。

具体的な補助制度の内容につきましては、他自治体の同種の制度内容や、札幌市の財政状況等を勘案しながら検討し、決定する必要があるものと

考えております。

いずれにいたしましても、防犯カメラの効果や地域における本制度に対するニーズ等を総合的に考慮した上で、町内会等における活動により沿った補助制度の内容となるよう、しっかり検討を進めてまいりたいと考えております。

●前川隆史委員 内容については今検討中というところでございますが、この本議会が始まってから、この財政状況のことが必ず枕詞として付く状況でございますので、なかなか財政的にいろんな面で課題があるかと思えますけれども、先ほどの繰り返しになりますが、ぜひ現場の町内会が採用可能な現実的な補助制度になるように、どうかご配慮いただきたいというふうに思います。

私のところにも、もっと付けたいとか、いろんな声がたくさん寄せられておりますので、どうか知野局長また山本副市長も何とか、また、白石財政部長のほうからもよろしくお願ひします。力入れていただいて、皆さんに喜ばれる仕組みを続けていただくようお願いして、質問を終わります。

●ふじわら広昭委員 7項目質問いたします。

1項目めは、アイヌ民族の共同利用館後継施設について。2項目めは、文化芸術施設のネーミングライツの検討状況について。3項目めは、Kitaraの改修工事について。4項目めは、札幌の大規模多目的ホールの将来体制について。5項目めは、札幌にふさわしいアーツカウンシルの検討状況について。6項目めは、天神山スタジオにおけるアーティスト・イン・レジデンス事業の拡充について。7項目めは、札幌国際芸術祭2027終了後のテーマやコンセプトについてです。

初めは、1項目めの共同利用館後継施設について質問します。

最初の質問は、共同利用館後継施設の整備内容についてです。現在、白石区にあります共同利用館の後継施設については、昨年の決算特別委員会で質問した際に、豊平区の豊園保育園跡地が最も有力な整備候補地であること。2028年度中に供用開始を予定していること。また、しつらえやその

運営方法については、アイヌ施策推進委員会やアイヌ民族をはじめとした市民意見・要望などを聞きながら、検討を進めるとの答弁がありました。

共同利用館後継施設の整備に対するアイヌ民族の期待は非常に高く、現在の共同利用館は、老朽化と施設の狭隘さから、文化継承活動の場としての役割が十分に担えなくなっている現状からも、アイヌ民族が必要とする設備を整えた施設を、早期にかつ確実に整備していく必要があります。

そこで質問ですが、2025年度は基本設計段階のことですが、ここに至るまで、市役所内外でどのような合意形成過程を経てきたのか、まず伺いたしたいと思います。

●田口市民生活部長 私から、共同利用館後継施設の整備内容、基本設計までの合意形成過程についてお答えさせていただきます。

札幌市アイヌ施策推進委員会において設置いたしました、共同利用館後継施設検討部会におきまして、2023年度、令和5年度までに、6回の会議を開催し、整備内容につきましてご提言をいただいたところです。

その後、2024年度、令和6年度には、本市内部での意思決定の場でもございます企画調整会議におきまして、検討部会でのご提言をもとに、施設整備内容について審議し、3点の方向性を決定していただきました。

1 共同利用館後継施設を公の施設として移転・新築すること。2 移転場所は豊園保育園跡地とすること。3 施設規模は、舞踊や儀式伝承などに必要な集会室、いろりの間など、必要な機能を踏まえ、400平方メートル程度とすること。以上でございます。

これらの方向性につきましては、地元のアイヌ民族団体及び整備地周辺の地域の皆様にもご説明させていただき、ご了承いただいているところでございます。

その後、2025年度、令和7年3月開催の札幌市アイヌ施策推進委員会におきまして、決定した方向性を踏まえた基本計画案について、適当とのご

結論をいただきまして、正式な基本計画を策定後、今年度の基本設計に至っている状況でございます。

●**ふじわら広昭委員** この間6回の会議や、内部の企画調整会議を経て、3点の方向性を確認したという答弁でありました。

再質問は、整備内容の決定過程で、アイヌ民族の要望のうち、取り入れられなかった要素はあるのか伺いたいと思います。

●**田口市民生活部長** この基本設計に取り入れなかった要望につきましてお答えさせていただきます。

これまでの意見交換の際には、例えば施設規模をもっと大きくしてほしいといったご要望や、2階建てがいいと、もしくは宿泊可能な施設にしてほしいといったようなご要望も受けていたところでございますが、建築費用等の観点から、それらのご要望には添えなかった部分はありながらも、それ以外、舞踊や儀式伝承に必要な諸室機能・面積を備えた施設になるということで、一定のご了承をいただいたところでございます。

●**ふじわら広昭委員** 次の質問は、共同利用館後継施設の整備費用についてです。

近年、建築費や人件費が高騰しており、また本市の財政状況も厳しさを増していると認識しています。

そのような状況の中、共同利用館後継施設の整備に関しては、その面積規模や諸室の機能など、全体の枠組みは決まったものの、いろいろの設置など、一般的な集会室とは異なる機能を有する必要があることから、一般的な施設に比べ、建築費用が高額となるのではと予想しています。

いろいろや文化伝承のための部屋は、共同利用館の文化伝承という施設目的から、なくてはならない設備であり、それら設備を確実に備える必要があると考えますが、そのための財源が確実に確保されるかを非常に懸念しているところでございます。

そこで質問ですが、施設整備に関する国からの

アイヌ政策推進交付金上限の引上げなどの整備に係る資金確保の見込みについて伺います。

●**田口市民生活部長** 共同利用館後継施設の整備費用についてお答えいたします。

施設整備費はご指摘のとおり、昨今の建築費や人件費の高騰も影響いたしまして、基本計画策定の際に想定していた工事費よりも、相当額上回っている状況と認識しておるところでございます。

今後の設計段階では、札幌市アイヌ施策推進委員会でご了承いただきました機能、面積等を前提とした上で、工事費の費用削減についても一層精査していく予定でございます。

一方、整備費につきましては、内閣府のアイヌ政策推進交付金の活用を予定しておりますので、その対象となるためには、2028年度、令和10年度までに、施設の供用開始をすることが求められております。このため、このスケジュールに沿って整備を進めることも肝要と思っておるところでございます。

国には、このアイヌ政策推進交付金の建築費の上限引上げに係る要望は、機会を捉えて折々行っているところでございまして、2024年、令和6年11月には、この交付金を担当する内閣参事官に、2025年度、令和7年度、今年度ですが、9月には、同じく内閣審議官のほうへ、私のほうから直接ご要望も申し上げているところでございまして、今後も国への要望を継続してまいりたいと考えております。

●**ふじわら広昭委員** この関係の最後の質問でありますけれども、共同利用館後継施設の運営についてです。

後継施設の運営については、アイヌ民族の活動や文化伝承の場という共同利用館の性質から、可能な限りアイヌ民族が運営を担っていくべきものと考えています。運営を任せる相手としては、地元アイヌ民族団体が想定されますが、例えば、札幌アイヌ協会は、法人化されていない任意団体であり、施設運営の経験はないと聞いております。

そこで質問ですが、アイヌ民族団体が後継施設の運営主体となる場合の札幌市としての支援体制はどのようなものなのかを伺いたいと思います。

●**田口市民生活部長** 共同利用館後継施設の運営についてのお尋ねでございました。

この施設の運営方法につきましては、現在さまざまな方法を例に検討を進めているところでございまして、アイヌ民族に任せる等も含めて、委員からご提案いただいた手法も含めまして、アイヌ民族をはじめとした市民の意見・要望を丁寧に聞き取りながら、施設が効率的・効果的に運営できる手法になるように、今後も検討を進めてまいりたいと考えております。

●**ふじわら広昭委員** 2点要望を申し上げて、次の質問に移ります。

まず1点目は、私はやはりこの運営に、アイヌ民族の方も関わらなければならないと思っておりますけれども、やはり任意団体でありますので、最低でも一般社団法人などの資格をしっかりと取っていただくのと併せて、民間のさまざまなノウハウを活用するためにも、民間団体にも協力を呼びかけるような、そうした運営主体を求めておきたいと思っております。

それから2点目は、先ほど部長からも答弁がありましたように、この新しい後継施設の面積は約400平米ということであります。この400平米をもっと分かりやすく言いますと、私達の地域にあります各区のいわゆるまちづくりセンター、これにほぼ匹敵するんですね。例えば、私の東区の中で、2020年、令和2年に北栄まちづくりセンター、北栄会館というのが新しく建て替えられております。設計金額は2億2,100万円余りでしたが、実際に、設計変更なども含んだり、建て替える上での管理などのものも含まれて、2億円をはるかに超しているわけですね。

先ほど申し上げたように、まちづくりセンターと、この新しい共同利用館は、性格上違いますので、おのずから建築費がかさむというふうに思いますので、部長もこの間、総務省に出向いたりし

たりして、取り組んでいることは高く評価をしたいと思っておりますけれども、この今、基本設計が終わって、その後は実際に工事が始まるわけですので、総額の8対2ということで、国が8割、札幌が2割の負担でありますけれども、ぜひとも札幌市も含めて、国の建設予算が増額されるように、さらに取組をしていただきたいということをお求めおきたいと思っております。

次は文化芸術施設について、6項目質問します。

初めは1項目め、文化芸術施設のネーミングライツの検討状況についてです。

私は、2024年の決算特別委員会において、札幌市が所有する札幌コンサートホールKitara、札幌文化芸術劇場、札幌教育文化会館、芸術の森へのネーミングライツの更なる導入の検討について質問しました。

他の都市でも、ネーミングライツは自治体、スポンサー、市民、それぞれにとってメリットになり、地域活性化につながるような取組として進められています。

昨年の決算特別委員会でも、横浜市の方針を説明したところであります。具体的には、一つとして、厳しい財政情勢の中、安定的な財源確保により持続可能な施設の運営を行う。二つ目には、民間の資源やノウハウなどを活用することで、施設の魅力を高めることや、地域の活性化を図る。この結果、横浜国際総合競技場をはじめ、15の施設にネーミングライツの応募があり、年額の総額は約2億5,000万円の収入があります。

全国の音楽ホールや劇場を見ると、京都の京都会館は第1ホールと第2ホール、そして、多目的スタジオなどがありますが、ロームシアター京都として、50年契約で50億円のスポンサー料が入っております。

そこで質問ですが、その後のネーミングライツの検討状況や導入施設の見通しはどのようになっているのか伺いたいと思っております。

●**米森文化部長** ネーミングライツの検討状況

と、導入施設の見直しについてお答えいたします。

ネーミングライツは複数年にわたり、一定の収入を得ることができる有効な手法でございますが、現在スポンサー制度により、複数の企業から支援を受けている施設におきましては、同制度との競合が懸念されるところでございます。

このため、現在スポンサー制度を取っていない施設を対象として、ネーミングライツ料や企業へのインセンティブといった応募条件を検討しているところでございます。

文化芸術施設に対して、企業からより多くの支援を獲得するため、施設の利用状況や規模に応じ、ネーミングライツをはじめ、優位性が高い手法の導入に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 取り組む姿勢については感じられるわけでありませうけれども、具体的な中身がなかなか伝わってこないというふうに思います。

要望を申し上げて、次の質問に移りますけれども、私は以前、市民文化局の皆さんやK i t a r a の皆さんとも、議会ではなくて、平場でざっくばらんな意見交換をしたことがあります。

その際に、このネーミングライツのことを取り上げたときに、札幌市やK i t a r a の皆さんは非常に消極的な状況でありました。

そんな意味では、今後、こうしたネーミングライツなどについて、取り組んでいかなければなりません。例えば、以前に調べた状況の中では、年間の管理費の経費ですけれども、札幌コンサートホールK i t a r a では年間約8億円、札幌文化劇場h i t a r uでは約12億円、札幌教育文化会館で約4億円、札幌芸術の森が約8億円を、それぞれ支出しているところであります。合計約32億円でございます。

やはり、私は一気にはいかならないと思うわけでありませうけれども、今のスポンサー制度なども含めて、もっと積極的にスポンサーを確保するような

取組をしていただきたいと思います。そちらからのさまざまなこの間の意見交換の中では、例えば、スポンサーの制度を導入することによって、ネーミングライツのそうした導入によって、いろいろ競合が生じて、問題もあるということも聞いております。

しかし、こうした取組をしっかりと行っていかねばならないわけでありませうし、少なくとも年間によって多少は変わるかもしれないけれども、管理費を将来的に、こうしたネーミングライツやスポンサーのご協力によってしっかりと賄えるような展望を、ぜひ早急に筋道を立てていただきたいと思います。

次は、2項目めのK i t a r a の改修工事についてです。最初の質問は、PMF、札幌交響楽団やコンサート事業者の利用を受け入れる代替施設の対応についてです。

札幌市では、札幌コンサートホールK i t a r a などの文化芸術施設について、来場者が安全・快適に施設を利用できるよう、計画的な施設改修や設備の更新を行うこととしております。1997年、平成9年の開館から、約30年経過するK i t a r a は、大規模な改修工事が必要な時期を迎えておりますが、世界水準のコンサートホールK i t a r a には特有の設備などが存在するため、設計を行う前の事前調査が必要であることから、調査検討、設計、工事という三つの段階を経て、施設改修を行うことになっております。

札幌市では現在、2028年度以降、速やかに改修工事の着手を目指しておりますが、実際の着工時期や休館期間につきましては、先の調査期間を通じて決定する見込みと、この間の議会で答弁しております。

また、札幌市のホームページでは、施設をご利用いただいている皆様に対して、改修工事において、大変ご迷惑をおかけしており、お詫びを申し上げます。工期が確定次第、速やかにお知らせさせていただき、利用に際しての予約申込みなどに支障が生じないよう対応してまいりますと告知さ

れています。

現在進めている調査検討で、改修工事がどのようになるのかは、現段階でいまだ不明であります。今年5月の某新聞紙上の報道では、2028年から約2年間の工事期間となっており、K i t a r a利用者やクラシックコンサートを主宰する文化事業者からは、2020年から2021年にかけて行った8か月の改修工事で休館した際も、相当な打撃を受けたことや、今回2年となれば、死活問題であるとの悲鳴にも似た声が上がっています。

私は、毎年コンサートを開催している団体にとっては、2年間も改修工事で穴を開けることは大変難しく、2020年のときは雇用問題も発生したとも聞いており、工事が相当長期になる場合は倒産ということも考えられます。

そこで質問ですが、札幌市として、札幌やPMFなどの関係者への十分な聞き取りが必要であると考えているとのことですが、札幌市は工事の長期化による札幌定期公演や、PMFコンサート企画会社などへの影響を、どのように考え、対応しているのか伺いたいと思います。

●米森文化部長 K i t a r aの工事の長期化による施設利用者への影響に対する認識と対応についてお答えいたします。

K i t a r a改修工事に伴う休館期間中、利用者には代替施設を検討、確保いただくことになり、その影響は小さくないと受け止めております。

このため、先の代表質問でお答えしたとおり、h i t a r uや教育文化会館などの各施設と連携し、代替施設として、できるだけ多くの利用者が活用できるように対応いたします。

具体的には、指定管理者が主催する事業を一部縮小するなど、施設を利用できる日数をより多く確保して参ります。

また、工期や休館期間の詳細につきましては、明らかになり次第、速やかに利用者へ情報提供してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 私どもも、100%大規模

改修工事の代替施設を求めているわけではありませぬけれども、さらに、そうした枠を拡大をしていただきたいというふうに思います。

以前にも、議会で申し上げておりますけれども、例えば2022年度におけるこの3館の稼働率は、札幌文化芸術劇場h i t a r uが87.7%、教育文化会館は73.7%、市民ホールは67.7%と、いずれも高い稼働率となっているわけでありませぬ。

部長からの答弁がありましたように、自主事業を割いて、そうした機会を設けることも一つの方法だと思っておりますけれども、やはりそうした自主事業を楽しみにしている市民からも、やはり残念な声が寄せられているわけでありませぬので、どうかもっとしっかりとした空き状況などを確保して、対象となる皆さんに、こうした公演をする機会を確保していただきたいと思っております。

次は、入札不調などについてです。昨年9月と今年4月に、設備設計に関する一般競争入札を行われておりますが、入札が不調になったのは、どこに問題があったのか、入札の不調の原因は何であったのかについて伺います。あわせて、今年5月の3回目の入札結果についても伺います。

また、札幌コンサートホールK i t a r aの過去と今回想定されている工事期間と工事内容の概要及び現段階で同ホールの今回の工事終了後、数年以内に改修計画はあるのか、併せて伺います。

●米森文化部長 現在行っております設備改修基本検討業務の入札不調等のご質問についてでございます。

1点目の入札不調の原因についてでございます。設備改修基本検討業務は、設備に関する専門的な知識が必要となるため、入札参加の要件として、いわゆる建築設備の設計事務所を対象としております。1回目、2回目の入札では、応札者がなく入札不調となりましたが、その原因といたしましては、建築設備設計に関わる業界での人手不足が深刻な上、民間企業による工事が活況であることなどと考えております。

2点目の入札結果についてでございますが、3

回目の入札では、入札参加者は1社でございました。株式会社ビーゴーイングが落札いたしました。なお、落札金額は税抜きで1,265万円、落札率は99.9%となっております。

3点目の過去と今回の工事期間と工事内容の概要及び今後の改修計画の有無についてでございます。前回の改修工事は、2020年度、令和2年度から2021年度、令和3年度にかけて、主に耐用年数が20年程度の設備の更新を実施しており、休館期間は約8か月でございました。

今回の改修工事の内容につきましては、主に耐用年数が30年程度の設備の更新に加えまして、屋上防水や外壁改修などを行う予定であり、工事期間については、現在実施している改修基本検討業務の中で検討を進めているところでございます。

また現時点では、今回の改修工事以降、数年以内に保全改修を行う計画はございません。

●ふじわら広昭委員 先の代表質問で、我が会派のうるしはら議員の代表質問に対する答弁では、改修期間の影響を最小限にとどめるとともに、hitaruや教育文化会館などを利用できるよう調整したいとの答弁がありました。

しかし、先ほども申し上げましたように、hitaruは相当予約で埋まっており、Kittaraは大ホール約2,008席、小ホール453席のため、教育文化会館での代替は、難しいのではないかと思います。

そこで質問ですが、設計業者や施工業者などの設計工事における現状や利用者の利便性、招聘業者などの経営を勘案すると、工事期間の相当の短縮や工事の分散化など、工事内容の見直しを検討すべきと思いますが、札幌市としてどのように考えているのか、伺いたいと思います。

●米森文化部長 工事内容の見直しについてのご質問でございます。

今回の改修は広範囲で多岐にわたることや、製作期間が長期にわたる特殊な設備があることに加えまして、建設業における働き方改革への対応などを考慮いたしますと、一定の工期が必要とな

ると考えております。

また、改修を想定している設備につきましては、耐用年数を迎え、故障のリスクが年々高まるため、可能な限り今回の工事での更新を検討して参りたいと考えております。

その上で、委員ご指摘のとおり、利用者への影響を最小限にすることは重要であると認識しており、現在実施している改修基本検討業務と、2026年度、令和8年度から始まる実施設計の中で、可能な限り工期を短縮できるように検討を進めてまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 この項目の要望を申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

やはり、先ほどの部長の答弁にもありましたように、建設、こういう建築も含めて、従事する人が不足をしているということでありました。これはここ数年始まったことではなくて、もう十数年来問題になっているところであります。

今後の改善点としましては、やっぱり債務負担行為などを活用して、やはり単年度で入札をしようとするのではなくて、複数年度でそうした業務全体を、設計とか、また改修工事とか分かれませけれども、そうした対策を取らないと、やりたくても人がいないので、入札不調になるということ踏まえて、入札の準備期間に余裕を持っていただきたいというふうに思います。

また二つ目には、この入札をする際でありますけれども、やはり慎重な準備をしていかなければなりません。Kittaraでは当面そうした改修工事はないということは分かりましたけれども、私が調べた限りでは、間違っているかもしれませんが、hitaruが今後5年前後に、ある程度の改修工事が必要となり、それもやはりかなりの期間、工事によってホールが使えなくなる可能性があると思うんですね。やっぱりそういうことを想定して、今からしっかりと今回と同じことにならないような対策を求めているというふうに考えております。

次は3項目め、札幌の大規模多目的ホールの将

来体制についてです。

最初の質問は、調査及び検討業務についてです。K i t a r a の改修工事とも関連してきますが、札幌市は1,000席以上の客席、固定席を有する大規模多目的ホールを3館運営しています。

大規模多目的ホールは文化活動の重要な場であり、整備や維持に多くの費用がかかるため、この体制を将来にわたり、適切に維持していくためには、長期的かつ多角的な検討が必要であり、現状の3館の今後の必要性を調査する必要があるとして、2024年度に、市内大規模多目的ホールの在り方等調査・検討業務の委託を行いました。

この業務では、市内ホール・劇場を取り巻く環境の変化を踏まえ、各施設の最新の利用状況の把握や公演主催者、市場の動向などを改めて調査し、3館体制の検証と、将来の利用状況を予測するとともに、更新する場合の立地などの検討を行うものですが、その調査の観点と結果について、4点質問します。

質問の1点目は、大規模多目的ホール体制の検証と将来の利用状況予測、後継ホールの在り方検討に資する調査を実施するに当たって、特に重視した視点や考え方と調査方法について伺います。

質問の2点目は、将来の利用状況予測を想定する予測方法と結果について伺います。

質問の3点目は、市内にあります北海道及び札幌市のホールの改修・建て替えや民間、例えば道新ホールなどの閉館などによる需要と供給を考慮した場合の文化活動への影響について伺います。

質問の4点目は、札幌市民ホールの後継ホールの在り方として、同ホールの適正な規模や機能、適切な場所及び特に重要と考える視点について伺いたいと思います。

●米森文化部長 大規模多目的ホールの将来体制についてのご質問かと思えます。まず4点のご質問がございました。

1点目の、調査に当たって特に重視した視点や考え方と調査方法についてお答えいたします。当該調査業務は、大規模多目的ホールである札幌文

化芸術劇場h i t a r u、教育文化会館、市民ホールの3館を対象として、将来の利用状況の予測などを目的として実施いたしました。

特に重視した視点と考え方といたしましては、2019年度、令和元年度に実施した同様の調査と比較して、コロナ禍を経て、文化芸術を鑑賞する形態の変化もあり得ることから、改めて今後の長期的な需給への影響を確認したものでございます。

具体的な調査方法につきましては、各施設の稼働率などを調査するとともに、ライブエンターテインメント市場の動向など、環境の変化も踏まえ、将来の利用状況の予測などを行いました。

2点目の、将来の利用状況予測を想定する方法と結果についてのご質問でございます。利用状況予測の方法につきましては、3館各施設の年齢区分別の推定利用者数に、札幌市の年齢区分別の人口変化を乗じた上で、コロナ禍からの回復傾向、新幹線延伸等による来札人口の増加などを加味いたしまして、算出したところでございます。

その結果、将来の利用状況予測は、20年後の2045年、令和27年には、現在の約92%になるという推測結果となったところでございます。

3点目の文化芸術活動への影響についてのご質問でございます。2024年度、昨年度に実施いたしました、1,000席以上を対象とした市内大規模多目的ホール3館の調査では、各施設の稼働率は高く、少なくとも今後20年間は3館体制の維持が必要であるとの報告書が提出されたところでございます。

その調査結果においては、仮に2館体制とした場合、大規模改修や建て替え時において、一時的に1館に集中することになり、そのときには、札幌市の文化芸術活動に多大な影響を与えるとされている他、さらに周辺の文化施設が閉館した場合は、札幌市の文化芸術活動への影響は非常に大きなものになるとも言及されております。

これらを踏まえながら、3館体制の必要性について、庁内での検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目の、市民ホールの後継ホールの適正な規模や機能、場所、特に重要と考えられる視点についてのご質問でございます。調査結果によりますと、適正な規模は客席数1,500席以上であり、具体機能としては、現市民ホールをベースとしつつ、同規模ホールの建設計画内容とも比較して設定することが望ましく、適正な立地は利便性の高い都心部であるとの内容でございました。

建設すると仮定した場合に、特に重要と考えられる視点でございますが、将来にわたって市民が活用できる、市民が真に必要なとする施設を目指すべきであると認識しているところでございます。

●ふじわら広昭委員 再質問いたしますけれども、この調査では、2045年までは3館体制の維持が必要とのことでありますが、札幌のホール事情や文化芸術の振興促進の観点から、札幌市の多目的ホールの在り方について、今一度検討すべきだと思いますが、どのように考えているのか伺いたいと思います。

●米森文化部長 先ほどの答弁と重複して恐縮でございますが、将来の利用状況予測は、札幌市の人口の増減に伴う利用者数の変化にとどまらず、環境の変化やコロナ禍からの回復傾向、新幹線延伸等による来札人口の増加などを加味して算出した結果でございまして、今回の調査結果を踏まえながら、引き続き適正な大規模多目的ホールの在り方について、検討してまいりたいと考えております。

●ふじわら広昭委員 次の質問に移りますけれども、やはりコロナとかあったので、どのような利用者の予測というかものは、調査する必要があると思いますけれども、2019年にも、市民文化局はホールの需要調査を行っていて、今回の調査と同じように、2040年までは同程度の需要が維持されることが予測されているという調査結果を得ているわけですね。調査することは否定はいたしませんけれども、やはり同じ調査をするのであれば、どうやって札幌市民だけではなくて、多くのファンに利用してもらえるのかと、そういう

調査を、私は加えるべきではなかったのかなというふうに思うわけでありまして。

そういう意味では、人口が150万人ぐらいに将来なるという予測がされておりますけれども、私はやっぱり150万人ぐらいになっても、部長の答弁があったように、札幌市民だけが必ずそこにコンサートなどに来るわけでありませんので、やっぱり道内や道外からも多くのファンが、本州のほうの公演でチケットが購入できなかったのも、札幌に来たいとかという、そういうさまざまな事情もあると思うんですね。そういうことからすると、札幌の人口だけで推計するのではなくて、幅広く調査をして、今後の3館体制の在り方について、再度検討をしていただくことを求めていると思います。

次は4項目め、札幌にふさわしいアーツカウンシルの検討状況についてです。札幌市文化芸術創造活動支援事業等評価検証委員会は、アーティストのステップアップ支援や文化芸術活動を通じた地域活性化を目的として行っている札幌市文化芸術創造活動支援事業に対する評価検証を行うために立ち上げ、当該委員会での議論も踏まえて、札幌市に必要な文化芸術支援の仕組みなどを検討するとのことであり、2025年度は、札幌市のアーツカウンシル機能の在り方について検討することになっています。

そこで質問ですが、今年9月22日に第2回目の委員会が開催されています。議題は一つとして、札幌市文化芸術創造活動支援事業採択事業の状況、二つ目には、札幌市におけるアーツカウンシル機能の在り方についてです。

そこで2点質問します。質問の1点目は、アーツカウンシル機能の在り方について、それぞれの各委員の意見や方向性は、どのように議論されたのか伺います。

質問の2点目は、アーツカウンシルの周知啓発についてです。今後、札幌の文化芸術活動を発展させていくために、市内で活動している個人・団体のアーティストの皆様はもとより、札幌市民に

も、アーツカウンシルの目的などを広めていかなければなりません。

そこで質問ですが、今後、アーツカウンシルの市民理解を広め、市民とともに文化芸術活動を進めていくために、どのような周知啓発イベントなどを開催するのか伺いたいと思います。

●米森文化部長 1点目のアーツカウンシルに係る各委員の意見や方向性についてのご質問でございます。

現在実施中の創造活動支援事業は、専門性の高い中間支援組織を通じたアーティストに対する伴走支援であり、札幌に適したアーツカウンシル機能の在り方を検討するための実証実験として実施しております。

当該事業に対する委員会の主な意見としては、一定期間、同じ事業内容により実証実験を行い、検証材料を集めることが望ましいといった意見をいただいたほか、他地域と比較しても類のない価値のある取組であるという高い評価をいただいたところでございます。

また、アーツカウンシル機能の在り方の検討に当たっては、札幌市の文化施策の理念を実現するために必要となる具体的な施策を検討し、その施策が有効に作動していくための機能や体制について、丁寧な検討を進めたいといった意見をいただいたところでございます。

2点目の市民に対する周知啓発イベントの運営についてでございます。市民に対する周知啓発イベントにつきましては、まずは、12月に有識者による基調講演や、市民と市内のアーティストが自由に参加して、意見交換ができるワークショップを行うイベントを開催する予定でございます。

このイベントを通じて、アーツカウンシルと創造活動支援事業を知っていただく機会にするとともに、ワークショップで出された意見を参考にし、札幌に適したアーツカウンシル機能の在り方を検討することといたしたいと考えております。また、今後も適宜ホームページやSNS等を活用して情報発信を行い、市民理解を広めてまいりたい

と考えております。

●ふじわら広昭委員 要望申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

要望の1点目は、やはり委員の皆さんから貴重なご意見がたくさん出されております。ただ、委員会もそうたくさん開催できるわけではありませので、やはり今の検討委員会の中で、アーツカウンシルの取組をどのように位置づけていき、そして、それが具体的に実行に移す、今後の新たな文化芸術5年計画に、これをしっかり盛り込むために、さらに議論を深めていただきたいと思ます。

私は、この間のこの議論の中で、今はそういう市内の個人、もしくは団体の皆さんに、さまざまな指導アドバイスを得ている中間組織的な扱いになっていますけども、それに加えて、私はやはり、さらにその上に、全体をしっかりと見守っていくというか、札幌市にもその文化施策の提言をしていけるような、そうした組織もそこにしっかり組み入れていただきたいということを求めてきておりますので、そうしたこともしっかり議論をしていただきたいというふうに思います。

次は5項目め、天神山アートスタジオにおけるアーティスト・イン・レジデンス事業の拡充についてです。天神山アートスタジオ札幌は、札幌市が保有していた中期滞在宿泊施設、旧札幌天神山国際ハウスを修繕し、用途を札幌市のゲストのための宿泊施設から、創造的活動を行う人を支援する国際的なアーティスト・イン・レジデンス、略称AIRの拠点へと変更し、再出発した札幌の文化芸術施設であります。

同事業の目的は、アーティストの創造活動の提供のほか、市民交流、創造性の向上、札幌市の文化芸術の発展となっております。

私は今年の予算特別委員会で、札幌市は素晴らしい事業を行っているものの、まちづくりや市民との交流が同事業で生かされていないのではないかと質問をしました。札幌市の行政評価委員会からも、同様の指摘がされておりました。

そこで3点質問いたします。質問の1点目は、今年行われた天神山アートスタジオの管理運営業務の仕様書をどのように改善し、入札した結果、どのようになったのか伺います。

質問の2点目は、札幌国際芸術祭との連携についてです。アーティスト・イン・レジデンス事業の市民交流イベントや、国際交流、国際芸術祭との連携事業はどのように考えているのか、伺います。

質問の3点目は、アーティスト・イン・レジデンスの取組の札幌芸術の森などへの拡大についてです。今年予算特別委員会でも取り上げました。札幌芸術の森は、各種展覧会を開催する札幌芸術の森美術館をはじめ、自然と一体となり、季節の移り変わりとともに、アートが楽しめる野外美術館や、木工房、陶芸工房など、制作体験が楽しめる各種クラフトの工房が、森の中に点在しています。

また、楽器の練習や演劇の稽古ができ、宿泊も可能な貸し施設も備え、見るだけでなく、自ら創作活動をするための設備も充実しています。

私は、ぜひとも自然豊かな札幌芸術の森において、アーティストが芸術を創造し、札幌の文化芸術を推進できる空間と考えています。

文化部長は、今年予算特別委員会の答弁で、天神山アートスタジオが築35年経過し、大規模修繕の必要もあり、ほかの施設の活用の可能性なども含め、新たなアーティスト・イン・レジデンス事業の在り方について検討したいとのことでありました。

そこで質問ですが、アーティスト・イン・レジデンスの札幌芸術の森への拡大についての検討状況について伺います。

●米森文化部長 天神山アートスタジオに関するご質問、3点いただきました。

1点目の天神山アートスタジオの管理運営業務における仕様書の変更点と改善結果についてお答えいたします。今年度から運営要綱を改正し、滞在スタジオを利用するアーティストに対して、市

民と交流することを必須化したことに伴いまして、仕様書においても、滞在アーティストと市民との交流がより促進されるよう事業者に求めたところでございます。

公募型企画競争により決定した事業者からは、定期的に市民と滞在アーティストが交流できるオープンスタジオという企画や、朝食会の提案があり、現在実施されているところでございます。

2点目のアーティスト・イン・レジデンス事業における市民交流イベントや国際芸術祭との連携についてでございます。

先ほどご答弁させていただいた、滞在アーティストと交流できるオープンスタジオなどのほか、2024年、令和6年の国際芸術祭におきまして、天神山アートスタジオが招聘したアーティストのトークイベントに、小川秀明ディレクターをゲストに迎え、札幌国際芸術祭との連携事業を実施しております。

このような交流事業によりまして、市民や市内アーティストが刺激を受け、創造性を育むことが期待される所であり、実際、札幌国際芸術祭と連携してトークイベントを開催したアーティストの活動は、市内のアーティストによって引き継がれ、2年経った現在においても活動が継続されており、大変有意義な取組であったと考えております。

今後も国際芸術祭との連携も含めまして、市民や市内アーティストが刺激を受ける機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

3点目のアーティスト・イン・レジデンス事業における札幌芸術の森への拡大についてでございます。

天神山アートスタジオ以外の施設の活用や、今後のアーティスト・イン・レジデンス事業の在り方についての検討に当たりましては、今年度市内アーティスト4名に対して、ヒアリングを実施いたしました。

その結果、札幌芸術の森などの郊外での制作活動につきましては、自然に囲まれ、大変よい環境

であるとの評価がある一方で、地元の人と交流することによる刺激や情報を得ることが難しいかもしれないという意見があったほか、空き店舗を活用するまちなかでの活動は、市民との交流が容易であるとの意見が上がったところでございます。

引き続き、市内アーティストに限らず、より幅広くヒアリングを行うことなどにより、札幌芸術の森など、天神山スタジオ以外の施設の活用や、今後のアーティスト・イン・レジデンス事業の在り方を検討してまいりたいと考えております

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、最後の質問に移りたいと思います。

今、部長の答弁では4人の方から、さまざまなアドバイスご意見をいただいたということでもありますけれども、多分それは札幌市内に在住するアーティスト、芸術家の方だと思うんですね。やはり市内の方の意見も聞く必要がありますけれども、やはり、これまで国内で来られた方、あるいは海外の方との連絡が非常に難しい面もありますけれども、幅広いそうしたアドバイスを得て、新たな場所を確保していくという取組を、ぜひ求めておきたいと思います。

次は6項目め、札幌国際芸術祭2027終了後のテーマやコンセプトについてです。

札幌芸術祭、略称S I A Fは3年に1度、札幌で世界の最新作品に出会える特別なアートイベントです。開催期間中は、世界で活躍するアーティストによる質の高い現代アート、メディアアートの作品やプログラムが、市内各所の会場で展開されます。

札幌国際芸術祭は、2014年に第1回、2017年に第2回を開催しました。2020年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたが、S I A F 2020特別編として、オンラインプログラムや予定されていた企画の紹介展示を実施しました。2024年には、初の冬季開催となるS I A F 2024を開催し、六つの会場を中心に、アート作品やプロジェクトを紹介しました。

次回の札幌国際芸術祭2027では、前回の2024の

取組をさらにアップデートし、冬季開催を継続しながら、札幌の独自性を生かし、札幌市民を中心に、誰もが参加、体験しやすい芸術祭の実現を目指すとしています。

さらに、初回開催からの歩みを、これからのS I A Fにしっかりとつなげるため、多様な団体や企業などとの連携も深めるとともに、新たに4名によるディレクターチーム体制を導入しています。

2027年、白い雪に包まれる札幌国際芸術祭は、未来の人類と宇宙を巡る壮大な物語の舞台となります。アーティスト、市民と共に人類、地球、宇宙を再考し、雪の星、雪の惑星という自由で創造的な場を通じて、未来への行動を呼びかけること、それがS I A F 2027のテーマ、P L A N E T S N O Wに込めた思いとなっています。

2027年札幌国際芸術祭は、既にこのコンセプトで決まっているわけではありますが、私は芸術祭のテーマやコンセプトが毎回変わるのではなく、札幌の知的財産を将来に育むことにつながる内容にすべきではないかと思っています。

札幌はかつてゲームソフト開発・販売を行うハドソンという会社がありました。桃太郎電鉄シリーズやボンバーマンシリーズなど、ファミコン初のサードパーティーとして成長し、パソコンゲームでも大きなシェアを獲得しました。

残念ですがハドソンは、メインバンクだった北海道拓殖銀行の経営破綻後、2005年にコナミグループの完全子会社となり、2012年に吸収合併されて消滅しております。その後、クリプトン社の初音ミクは、ボーカロイドとして、特有のアイテムとして、今世界を席卷しており、雪まつりなどで観光客や札幌の市民に親しまれています。

また、ゴールデンカムイといった漫画が、国内外に札幌、北海道の歴史、文化の発信や理解促進につながる役割を果たしている事例もあります。

先ほども申し上げましたが、私は国際芸術祭のテーマやコンセプトが毎回変わるのではなく、札幌が有するデジタルアーツやアニメなどを恒常的

なテーマやコンセプトとして進めていくべきであると考えます。

そのことによって、文化芸術、そして観光や経済の発展につながると思います。

第4期札幌市文化芸術基本計画の第3章、第4期基本計画における文化振興施策の中で、ステージ4の文化芸術の領域の拡大において、施策1として、文化芸術の創造性を生かした他分野連携や新たなコンテンツなどの活用の重点取組として、創造性あふれる多様多彩な文化芸術の展開として、漫画などのポップカルチャーの活用や、異ジャンル融合、異分野連携、実験的試みなどを通じて、文化芸術の新たな可能性を探求するとなっています。

そこで質問ですが、札幌国際芸術祭2027終了後のテーマやコンセプトについて、私はぜひともこの重点事項を推進するため、ゴールデンカムイなどの漫画など、ポップカルチャーを活用しながら、国際芸術祭の重点コンセプトとして取り組むべきではないかと思いますが、札幌市としてどのように考えているのか伺います。

また、基本計画の重点的な取組として、創造性あふれる多様多彩な文化芸術の展開として、漫画などのポップカルチャーの活用や異ジャンル融合、異分野連携、実験的な試みなどを通じて、文化芸術の新たな可能性を探求するために、どのような企画や検討を行っているのか、併せて伺います。

●山口国際芸術祭担当部長 札幌国際芸術祭2027終了後のテーマやコンセプトについてお答えいたします。

札幌国際芸術祭基本構想において、S I A Fは創造都市さっぽろの象徴的な事業として、札幌の歴史・文化、自然環境、IT、デザインといったさまざまな資源をフルに生かし、新たな産業やライフスタイルを創出し、さらにそれらを世界へ発信する役割を担うこととしております。

委員ご指摘の、札幌が生み出したデジタルコンテンツやポップカルチャーなどの知的財産も、基

本構想で触れている札幌のさまざまな資源の一つ一つであると認識しております。

また、他分野との連携についてですが、S I A F 2024において、芸術祭を未来に向けた実験区と位置づけ、最先端のテクノロジーを活用した芸術作品や体験プログラムといった多様多彩な文化芸術の展開を、主に企業連携で実施したところであり、S I A F 2027に向けても、引き続き取り組んでいるところでございます。

S I A F 2027終了後の札幌国際芸術祭のテーマやコンセプトにつきましては、札幌のさまざまな資源の活用や他分野連携などとともに、S I A F 2027までの開催実績や効果などを踏まえ、今後検討してまいりたいと考えてございます。

●ふじわら広昭委員 要望を申し上げて、質問を終わりたいと思います。

2027年以降の関係でありますので、今後いろいろな検証もして、比較をしていかなければならないというふうに思いますけれども、ぜひこの基本計画に定められております施策として、実現をしっかりとさせていただきたいと思います。

そしてまた、札幌らしさが重要だと思うんですね。私ども市議会でも、今年8月に、香川県の国際芸術祭を視察をしてまいりました。そこにはやはり、私達が驚くような地域の資源を有効活用して取り組んでいるところでございますので、ぜひ札幌も、そうした札幌らしさということをしっかり持っていただくと同時に、初音ミクやゴールデンカムイなどについては、著作権に対する手続きなども必要でありますので、そうした準備をできるだけ早く進めていただき、子どもから大人まで、そしてまた海外の方にも親しみのある札幌国際芸術祭となるよう企画を求めて、質問を終わります。

●丸岡守幸委員 私からは、アイヌ工芸品等の常設販売店のP O R S Eについて伺います。

アイヌ工芸品の販売事業は、平成29年から臨時の販売会の形で実施されてきたところでございますが、昨年12月、地下鉄南北線大通駅コンコース

横に、常設販売店のPORSEが設置されました。

自分たちの文化や作品を広く手に取って見てもらえる場所は、札幌のアイヌの方々の長年の悲願であり、それが実現したことは大変喜ばしいことでもあります。

私は、道外から知人や友人が訪ねてきた際は、南区小金湯のサッポロピリカコタンやPORSEを案内することがありますが、お連れした人は工芸品を購入したり、民族衣装を着て写真を撮ったりと、皆さん大変喜んでおられます。

そこで最初の質問でございますが、最も新しい施設でありますPORSEですが、改めてPORSEを運営する目的について、いかがか伺います。

●**田口市民生活部長** 私から、工芸品等常設販売店PORSEの運営目的についてお答えいたします。

目的としては、3点大きくございます。

一つ目が、アイヌ文化への興味の喚起、アイヌ工芸品の認知度の向上でございます。

二つ目が、アイヌ民族の社会的・経済的地位の向上でございます。

三つ目が、アイヌ文化の継承及び担い手育成の観点からのアイヌ工芸の振興でございます。

この三つの目的の中でも、とりわけ、アイヌ文化の担い手育成につきましては、技術を身につけた後、それを生かすことができる受皿、こちらがなければ、伝統工芸の挑戦の裾野が広がっていかないというような専門家からの意見もございましたことから、担い手育成の一環といたしまして、PORSEは重要な役割を担っていると認識しておるところでございます。

現在15の個人・団体からの出品がございますが、引き続きアイヌ文化の担い手を支援する受皿としての役割をはじめとする目的の達成を目指してまいりたいと考えています。

●**丸岡守幸委員** 今お聞きいたしまして、PORSEは、アイヌ文化の担い手を育成するという

一端も担っているということございました。

文化・技術の伝承・育成には、長い時間と多大な労力がかかるというふうに考えられます。行政としましては、財政的にもぜひ長い目で取り組んでいただきまして、出品者が切磋琢磨して、互いに高め合える場となることを、そして、新しい担い手の方々が増えていくことを大いに期待をしております。

一方で、商品を販売する店舗である以上、作られたものが、来店者のニーズと合っていることも大切な要素であると考えられます。昨年、オープニングセレモニーに参加させていただきまして、大変盛り上がったオープニングセレモニーだったんですけども、あれからまもなくPORSEの開店から1年がたとうとしており、その間、出品者や来店者の方々から、さまざまな反応が得られたんじゃないかというふうに考えております。

そこで二つ目の質問でございますが、開店から現在までのPORSEにおける成果と課題につきまして、いかがか伺います。

●**田口市民生活部長** PORSE開店における成果と課題についてでございます。

まず成果といたしましては、昨年まで臨時販売会をチ・カ・ホのほうで行っておりましたが、こちらでは見られなかった1点で5万円を超えるような高額商品の購入でありますとか、贈答品としてまとまった量の購入があるほか、固定客、俗にいうリピーターも、徐々に増えてきているという状況でございます。

これはやはり昨年までと違いまして、常設店ということが、購入されるお客様の安心感につながりまして、需要の掘り起こしにつながっているのではないかと推察しているところでございます。

一方、課題といたしましては、500点を超える商品の種類とそれぞれの魅力、さらには作り手である出品者についての情報などは、購買意欲に訴えかける重要な要素と考えるところなのですが、なかなか十分に伝えきれていないところがあるとも感じているところでございます。

加えて、魅力的な商品を常に取りそろえておくためには、出品者数、出品していただく方の数を増やしていくこと、また、商品や出品者についてより深く知ってもらい、店舗への関心を高めることを通じまして、来店者、販売額を共に一層増やしていくことが課題であると認識しているところでございます。

●丸岡守幸委員 今答弁いただきまして、その成果と課題につきまして了解いたしました。また買った購入ですとか、リピーターが増えている、そういったことは大変喜ばしいことだと思います。

そしてその一方、これまでと同じやり方では、大きな効果は見込めないのではないかというふうに危惧しております。

先日、私サッポロピリカコタンを訪問しまして、ちょうどイベントが開催されていた日であったためか、大変にぎわっておりました。木彫りや刺しゅうなどを体験できる場所の横には、アイヌの工芸品の販売ブースが大きく新しく設けられていたり、講師の方々から詳しい話をお聞きした後に、商品を購入できる環境は大変魅力的であると感じたところであります。このように、商品に興味を持ってもらえるきっかけが販売につながってくるのではないかと考えております。

また、市民の皆さんはもちろんのこと、観光客の方々にもPORSEを知ってもらい、足を運んでもらう取組がより一層必要であるような気がします。

そこで最後の質問でございますが、今後、どのようにPORSEの運営を展開していくおつもりか、いかがか伺います。

●田口市民生活部長 今後のPORSEの展開についてでございます。

PORSEの店舗運営につきましては、民間企業の有するノウハウを取り入れるため、本年10月からの新しい契約については、企画競争、プロポーザルによる入札を行ったところでございます。

この新しい契約におきましては、店舗運営に加え、PORSE横にございます、アイヌ文化PRスペースの一体的な運用も開始したところでございます。

このスペースにおきましては、出品者の方々の協力も得ながら、ワークショップなどのイベントを実施し、出品者と商品を結びつけた魅力発信をしていく予定でございます。

また、店舗の存在はもとより、出品者や商品についてより広く知ってもらうため、インスタグラムなどのSNSアカウントを新たに開設し、日常的な情報発信も開始したところでございます。

店舗周辺のにぎわい創出及び興味を喚起するための情報発信を両輪に据えまして、物品販売などを通じたアイヌ文化の発信に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

●丸岡守幸委員 今、今後の展開について確認させていただきまして、大変楽しみにしております。今後、新たな広報を含めまして、期待しておりますが、単なる商品の販売スペースとしてだけではなくて、今後一層広くアイヌ文化や歴史を知ってもらえる場としていただくことを求めまして、私の質問を終わらせていただきます。

●松原淳二委員長 以上で、第2項 市民生活費中関係分の質疑を終了いたします。

以上で、本日の質疑を終了いたします。

次回の委員会ですが、10月23日木曜日午後1時から、子ども未来局関係の質疑を行いますので、定刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会いたします。

散 会 午後3時34分